

# 業務統計

1 概況 (過去5年間の推移) .....	96
(1) 承諾状況 .....	96
A. 金融目的別出融資・保証承諾状況 .....	96
B. 地域別出融資・保証承諾状況 .....	96
(2) 実行状況 .....	97
(3) 回収状況 .....	97
(4) 残高状況 .....	97
2 承諾 .....	98
(1) 日本の船舶・プラント輸出等に対する融資承諾状況 .....	98
(2) エネルギー・鉱物資源の確保等に対する融資承諾状況 .....	98
(3) 日本企業の海外投資 (資源関連除く) に対する融資承諾状況 .....	99
(4) 中堅・中小企業の海外投資事業に対する融資承諾状況 .....	99
(5) 保証の種類別承諾状況 .....	99
(6) 地域別承諾状況 .....	100
A. 輸出金融の地域別融資承諾状況 .....	100
B. 輸入金融の地域別融資承諾状況 .....	100
C. 投資金融の地域別融資承諾状況 .....	100
D. 事業開発等金融の地域別融資承諾状況 .....	101
E. 保証の地域別承諾状況 .....	101
F. 出資の地域別承諾状況 .....	101
(7) 国・地域別出融資承諾状況 .....	102
3 残高 .....	105
(1) 金融目的別出融資・保証残高状況 .....	105
(2) 保証種類別残高状況 .....	105
(3) 国・地域別出融資残高状況 .....	106
4 その他 .....	108
(1) バイヤーズ・クレジット、バンクローン主要案件一覧 (2018年度) ..	108
(2) 事業開発等金融案件一覧 (2018年度) .....	108
5 標準的な融資条件 .....	109
6 地域分類内訳国・地域等について .....	110

# 概況 (過去5年間の推移)

## 1 承諾状況

### A. 金融目的別出融資・保証承諾状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成26年度)			2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比												
①融資 輸出	49	4,064	13	22	1,410	6	20	1,750	8	14	347	3	13	1,027	6
船舶	24	243	1	9	336	1	3	105	0	4	51	0	1	8	0
プラント	24	3,818	12	13	1,073	4	17	1,645	7	10	296	2	12	1,018	6
技術提供	1	2	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
輸入	—	—	—	1	2,523	11	—	—	—	1	2,380	20	—	—	—
資源	—	—	—	1	2,523	11	—	—	—	1	2,380	20	—	—	—
投資	197	24,510	75	260	18,581	78	222	17,210	77	101	7,644	64	83	11,780	69
資源	20	10,591	33	11	2,369	10	4	2,505	11	8	2,565	21	6	2,393	14
一般	177	13,919	43	249	16,211	68	218	14,705	66	93	5,079	43	77	9,387	55
事業開発等金融	5	467	1	4	248	1	4	337	2	1	300	3	3	417	2
小計	251	29,042	89	287	22,763	95	246	19,299	86	117	10,673	89	99	13,225	77
②保証	15	3,123	10	7	1,066	4	8	2,935	13	8	481	4	13	3,507	20
③出資	5	328	1	4	143	1	3	162	1	5	777	7	5	437	3
合計	271	32,493	100	298	23,974	100	257	22,397	100	130	11,932	100	117	17,171	100

### B. 地域別出融資・保証承諾状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成26年度)			2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比												
アジア	162	6,105	19	150	3,329	14	125	8,432	38	87	1,743	15	80	5,616	33
大洋州	6	1,738	5	2	69	0	4	111	1	4	182	2	—	—	—
ヨーロッパ	17	2,288	7	57	5,983	25	56	5,257	23	3	600	5	8	6,694	39
中東	14	4,936	15	9	4,276	18	8	1,342	6	6	4,040	34	6	1,514	9
アフリカ	7	1,956	6	2	149	1	—	—	—	5	1,384	12	4	343	2
北米	45	13,893	43	38	4,936	21	48	6,058	27	11	1,806	15	5	516	3
中南米	18	1,361	4	37	5,073	21	11	890	4	13	2,012	17	11	2,326	14
国際機関等	—	—	—	—	—	—	3	149	1	—	—	—	2	109	1
その他	2	212	1	3	155	1	2	154	1	1	161	1	1	50	0
合計	271	32,493	100	298	23,974	100	257	22,397	100	130	11,932	100	117	17,171	100

## 2 実行状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)		2017年度 (平成29年度)		2018年度 (平成30年度)	
	金額	構成比								
①融資 輸出	1,120	4	1,488	7	2,272	10	2,794	15	1,000	6
輸入	218	1	276	1	2,309	10	7	0	2,300	13
投資	20,494	79	18,403	82	16,915	72	13,564	75	10,396	57
事業開発等金融	643	2	445	2	322	1	503	3	392	2
小計	22,476	87	20,613	92	21,819	93	16,871	93	14,089	77
②保証	3,032	12	1,343	6	1,526	6	785	4	3,673	20
③出資	309	1	424	2	185	1	398	2	424	2
合計	25,818	100	22,382	100	23,531	100	18,054	100	18,186	100

## 3 回収状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)		2017年度 (平成29年度)		2018年度 (平成30年度)	
	金額	構成比								
①融資 輸出	1,048	4	955	4	971	6	1,043	5	1,175	6
輸入	1,384	6	1,543	6	1,516	9	1,788	9	2,015	10
投資	17,956	73	17,607	72	9,616	59	14,132	69	14,016	69
事業開発等金融	1,582	6	1,517	6	1,863	11	1,403	7	1,524	7
政府ベース借款	26	0	25	0	24	0	32	0	24	0
小計	21,998	90	21,649	89	13,991	86	18,399	90	18,756	92
②保証	2,382	10	2,055	8	2,282	14	1,834	9	1,501	7
③出資	124	1	645	3	45	0	179	1	146	1
合計	24,506	100	24,350	100	16,319	100	20,413	100	20,403	100

(注) 2017年度および2018年度における繰上償還額(翌年以降に原償還期日が予定されていたもののうち当該年度中に償還された額)は、おのおの3,299億円および3,393億円です。

## 4 残高状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)		2017年度 (平成29年度)		2018年度 (平成30年度)	
	金額	構成比								
①融資 輸出	8,124	5	8,447	5	9,767	6	11,111	7	11,335	7
輸入	6,616	4	5,257	3	6,097	4	4,211	3	4,608	3
投資	119,705	69	113,420	70	120,808	71	114,630	71	115,693	70
事業開発等金融	9,888	6	9,018	6	7,419	4	6,322	4	5,343	3
政府ベース借款	371	0	346	0	322	0	289	0	265	0
小計	144,706	84	136,490	84	144,415	85	136,567	84	137,246	83
②保証	25,723	15	24,647	15	23,850	14	22,602	14	24,933	15
③出資	2,223	1	1,949	1	2,158	1	2,627	2	2,926	2
合計	172,653	100	163,086	100	170,424	100	161,796	100	165,106	100

## 1 日本の船舶・プラント輸出等に対する融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
船舶	4	51	15	1	8	1
車両	1	34	10	—	—	—
電気機械	2	161	46	3	446	43
通信機械	—	—	—	1	47	5
その他の産業機械	7	100	29	8	525	51
精密機械	1	4	1	—	—	—
鉱山機械	1	4	1	—	—	—
化学設備	—	—	—	2	130	13
鉄・非鉄製造設備	5	92	27	2	51	5
その他	—	—	—	4	343	33
合計	14	347	100	13	1,027	100

## 2 エネルギー・鉱物資源の確保等に対する融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
エネルギー資源	7	4,457	90	4	1,368	57
石油	3	3,288	66	3	1,091	46
天然ガス	—	—	—	1	276	12
石炭	4	1,169	24	—	—	—
その他の資源	2	488	10	2	1,024	43
銅鉱石・銅	1	335	7	2	1,024	43
鉛・亜鉛	1	153	3	—	—	—
合計	9	4,946	100	6	2,393	100

## 3 日本企業の海外投資（資源関連除く）に対する融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製造業	60	151	3	43	4,834	51
食料	2	4	0	1	2	0
繊維	—	—	—	5	508	5
印刷	—	—	—	1	1	0
化学	6	8	0	3	4,206	45
窯業・土石	2	4	0	3	78	1
鉄・非鉄・金属製品	6	4	0	7	10	0
電気機械	3	11	0	4	2	0
輸送用機械	23	52	1	9	14	0
その他の製造業	18	65	1	10	7	0
電気・ガス・熱供給・水道業	4	1,458	29	6	3,226	34
運輸業、郵便業	1	5	0	3	7	0
商業	1	3	0	4	443	5
サービス業	1	0	0	5	768	8
その他 <sup>(注)</sup>	26	3,460	68	16	106	1
合計	93	5,079	100	77	9,387	100

(注)「その他」には、日本の民間金融機関向けナタワー・ステップ・ローンが含まれており、自動車・同部品、電気・電子、機械・金属、化学、卸売・小売といった多様な製造業やサービス業を含む日本企業の海外事業を支援しています。

## 4 中堅・中小企業の海外投資事業に対する融資承諾状況

(単位：億円)

	2017年度 (平成29年度)		2018年度 (平成30年度)	
	件数	金額	件数	金額
中堅企業および中小企業者向け融資	69	154	60	90

(注1) 中堅・中小企業の海外投資事業への融資に際しては、貸付利率等の融資条件の優遇措置を設けています。

(注2) 本表において、中小企業者とは、原則として資本金3億円以下または常時使用する従業員数が300人以下の企業および個人、中堅企業とは、資本金10億円未満の企業（ただし中小企業者以外）を指します。

## 5 保証の種類別承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
サムライ債保証	—	—	—	2	2,650	76
航空機輸入保証	2	308	64	2	355	10
その他	6	172	36	9	502	14
合計	8	481	100	13	3,507	100

## 6 地域別承諾状況

### A. 輸出金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	11	277	80	5	356	35
東アジア	2	8	2	—	—	—
東南アジア	4	177	51	2	130	13
南アジア	5	92	27	—	—	—
中央アジア・コーカサス	—	—	—	3	226	22
大洋州	1	14	4	—	—	—
中東	—	—	—	3	319	31
アフリカ	—	—	—	4	343	33
サハラ以南	—	—	—	4	343	33
中南米	2	55	16	1	8	1
合計	14	347	100	13	1,027	100

### B. 輸入金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
中東	1	2,380	100	—	—	—
合計	1	2,380	100	—	—	—

### C. 投資金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	70	1,455	19	65	2,552	22
東アジア	3	19	0	8	99	1
東南アジア	63	1,147	15	57	2,453	21
南アジア	4	287	4	—	—	—
大洋州	3	167	2	—	—	—
ヨーロッパ	1	35	0	5	5,816	49
中東欧・ロシア	1	35	0	1	30	0
西ヨーロッパ	—	—	—	4	5,786	49
中東	3	1,194	16	3	1,195	10
アフリカ	5	1,384	18	—	—	—
サハラ以北	1	214	3	—	—	—
サハラ以南	4	1,169	15	—	—	—
北米	8	1,449	19	2	6	0
中南米	11	1,957	26	8	2,209	19
合計	101	7,644	100	83	11,780	100

## D. 事業開発等金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	—	—	—	1	306	73
東南アジア	—	—	—	1	306	73
中東	1	300	100	—	—	—
中南米	—	—	—	1	55	13
国際機関等	—	—	—	1	56	13
合計	1	300	100	3	417	100

## E. 保証の地域別承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	5	8	2	8	2,396	68
東南アジア	5	8	2	8	2,396	68
ヨーロッパ	—	—	—	1	650	19
西ヨーロッパ	—	—	—	1	650	19
中東	1	164	34	—	—	—
北米	2	308	64	2	355	10
中南米	—	—	—	1	52	2
国際機関等	—	—	—	1	53	2
合計	8	481	100	13	3,507	100

## F. 出資の地域別承諾状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	1	2	0	1	5	1
東アジア	1	2	0	—	—	—
東南アジア	—	—	—	1	5	1
ヨーロッパ	2	565	73	2	227	52
中東欧・ロシア	2	565	73	—	—	—
西ヨーロッパ	—	—	—	2	227	52
北米	1	48	6	1	155	35
その他	1	161	21	1	50	11
合計	5	777	100	5	437	100

## 7 国・地域別出融資承諾状況

(単位：億円)

地域 / 相手国等			2017年度 (平成 29年度)		2018年度 (平成 30年度)		累計	
			件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額
アジア	東アジア	中国	3	19	7	96	1,563	39,136
		香港					295	3,181
		日本	1	2			1	2
		韓国					700	12,862
		モンゴル	2	8	1	3	7	65
		その他					1,029	5,164
		小計	6	30	8	99	3,595	60,412
	東南アジア	ブルネイ					4	451
		カンボジア	2	2	1	0	5	4
		インドネシア	13	1,194	11	824	1,599	65,490
		ラオス	3	4			8	248
		マレーシア	3	1	1	443	603	13,637
		ミャンマー	5	10	3	56	72	1,942
		フィリピン	5	21	3	306	834	17,886
		シンガポール	3	18	1	3	490	8,694
		タイ	18	22	24	364	2,629	28,174
		ベトナム	15	48	17	896	239	5,862
		その他					36	2,139
	小計	67	1,325	61	2,894	6,519	144,532	
	南アジア	バングラデシュ					9	418
		インド	9	380			870	13,322
パキスタン						290	2,983	
スリランカ						61	679	
その他						17	36	
小計	9	380			1,247	17,439		
中央アジア・コーカサス	カザフスタン					25	3,018	
	トルクメニスタン			2	178	15	3,028	
	ウズベキスタン			1	47	15	1,113	
	その他					8	1,950	
	小計			3	226	63	9,110	
計			82	1,735	72	3,220	11,424	231,495
大洋州	オーストラリア	3	167			878	32,320	
	マーシャル諸島	1	14			1	14	
	ニュージーランド					147	1,768	
	パプアニューギニア					56	2,672	
	その他					52	270	
	計	4	182			1,134	37,046	

(単位：億円)

地域/相手国等	2017年度 (平成29年度)		2018年度 (平成30年度)		累計		
	件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額	
ヨーロッパ 中東欧・ロシア	ブルガリア				117	1,344	
	モルドバ				1	53	
	ロシア	3	600	1	30	126	16,980
	その他				1,035	22,772	
	小計	3	600	1	30	1,279	41,150
西ヨーロッパ	ベルギー				29	1,599	
	キプロス				16	146	
	デンマーク				57	789	
	フィンランド				22	242	
	フランス				311	6,483	
	ドイツ			1	111	296	4,726
	イギリス			2	1,187	568	22,021
	アイスランド				5	82	
	アイルランド			1	4,199	48	7,586
	イタリア				52	2,521	
	ルクセンブルク				9	1,205	
	マルタ				4	187	
	オランダ			1	500	108	6,685
	ノルウェー				249	4,624	
	ポルトガル				48	403	
	スペイン				66	1,290	
	スウェーデン			1	14	59	1,462
	マン島				9	96	
	スイス				88	1,619	
	その他				579	4,979	
小計			6	6,013	2,623	68,756	
計	3	600	7	6,044	3,902	109,906	
中東	バーレーン			2	51	8	1,156
	イラク					23	2,522
	ヨルダン					29	891
	クウェート					24	2,606
	オマーン					28	2,964
	カタール					37	8,911
	サウジアラビア					81	10,018
	トルコ	3	1,115			201	8,177
	アラブ首長国連邦	2	2,760	4	1,462	75	21,887
	イエメン					11	358
	その他					305	12,389
	計	5	3,875	6	1,514	822	71,883

(単位：億円)

地域 / 相手国等			2017年度 (平成 29年度)		2018年度 (平成 30年度)		累計	
			件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額
アフリカ	サハラ以北	アルジェリア					345	9,718
		エジプト	1	214			184	2,619
		モロッコ					10	1,450
		その他					22	1,081
		小計	1	214			561	14,869
	サハラ以南	アンゴラ			4	343	34	1,351
		赤道ギニア					2	171
		ガーナ					25	597
		ケニア					30	193
		マダガスカル					9	1,025
		マラウイ	2	379			6	402
		モザンビーク	2	790			19	1,043
		セーシェル					2	12
		南アフリカ					115	3,285
		タンザニア					21	322
		ウガンダ					7	87
		その他					1,544	19,807
		小計	4	1,169	4	343	1,814	28,301
		計	5	1,384	4	343	2,375	43,171
		北米	カナダ					329
アメリカ	9		1,497	3	161	2,718	89,772	
計	9		1,497	3	161	3,047	97,414	
中南米	バハマ					22	677	
	バミューダ島	2	915			26	1,422	
	ボリビア					32	659	
	ブラジル	1	527	2	568	1,960	33,775	
	英領バージン諸島					4	3,450	
	ケイマン諸島			1	664	6	1,638	
	チリ	1	335	1	470	162	14,153	
	コロンビア					122	2,762	
	エクアドル					33	819	
	パナマ	1	21	1	8	286	4,182	
	パラグアイ					16	128	
	ペルー			1	553	114	5,429	
	トリニダード・トバゴ					8	839	
	メキシコ	7	178	4	7	853	22,514	
	ベネズエラ・ボリバル					81	6,618	
	その他	1	34			467	7,472	
	計	13	2,012	10	2,273	4,192	106,543	
国際機関等	計			1	56	59	12,235	
その他 <sup>(注)</sup>	計	1	161	1	50	115	19,885	
総合計			122	11,451	104	13,663	27,070	729,582

(注) その他：日本の民間金融機関向けツアー・ステップ・ローン、対象プロジェクトが複数国にまたがる案件等

# 3 残高

## 1 金融目的別出融資・保証残高状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)		2018年度 (平成30年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
①融資				
輸出	11,111	7	11,335	7
船舶	2,047	1	1,727	1
プラント	9,062	6	9,605	6
技術提供	2	0	2	0
輸入	4,211	3	4,608	3
資源	4,206	3	4,608	3
製品・技術	5	0	—	—
投資	114,630	71	115,693	70
資源	50,697	31	49,306	30
一般	63,933	40	66,386	40
事業開発等金融	6,322	4	5,343	3
政府ベース借款	289	0	265	0
小計	136,567	84	137,246	83
②保証	22,602	14	24,933	15
③出資	2,627	2	2,926	2
合計	161,796	100	165,106	100

## 2 保証種類別残高状況

(単位：億円、%)

	2017年度 (平成29年度)		2018年度 (平成30年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
サムライ債保証	14,389	64	17,039	68
航空機輸入保証	3,999	18	3,724	15
その他	4,214	19	4,169	17
合計	22,602	100	24,933	100

### 3 国・地域別出融資残高状況

(2019年3月31日現在 単位：億円)

地域/相手国等		件数	残高
アジア	東アジア	中国	606
		香港	231
		日本	2
		韓国	132
		モンゴル	20
		その他	355
		小計	1,349
	東南アジア	ブルネイ	75
		カンボジア	2
		インドネシア	6,880
		ラオス	258
		マレーシア	151
		ミャンマー	374
		フィリピン	1,840
		シンガポール	1,461
		タイ	1,224
		ベトナム	2,824
		小計	15,093
	南アジア	バングラデシュ	127
		インド	1,555
パキスタン		459	
スリランカ		33	
小計		2,176	
中央アジア・コーカサス	カザフスタン	1,362	
	トルクメニスタン	2,056	
	ウズベキスタン	161	
	小計	3,580	
	計	731	22,199
大洋州	オーストラリア	15,106	
	マーシャル諸島	12	
	ニュージーランド	334	
	パプアニューギニア	2,126	
	計	62	17,579
ヨーロッパ	中東欧・ロシア	ブルガリア	3
		セルビア	26
		モルドバ	7
		ロシア	2,887
		小計	24
	西ヨーロッパ	ベルギー	2
		キプロス	16
		デンマーク	154
		フィンランド	45
		フランス	977
		ドイツ	1,585
		イギリス	5,576
		アイスランド	28
		アイルランド	6,563
		イタリア	2,127
		ルクセンブルク	947
		マルタ	65
		オランダ	2,047
		ノルウェー	107
		ポルトガル	26
スペイン	143		
スウェーデン	130		
マン島	87		
スイス	537		
小計	173	21,172	
計	197	24,097	

資料編

1

業務統計

3

残高

(2019年3月31日現在 単位：億円)

地域/相手国等		件数	残高	
中東	バーレーン	3	402	
	イラク	3	138	
	ヨルダン	2	145	
	クウェート	2	1,135	
	オマーン	6	834	
	カタール	5	4,208	
	サウジアラビア	7	3,917	
	トルコ	27	1,561	
	アラブ首長国連邦	12	6,969	
	イエメン	2	132	
	計	69	19,444	
アフリカ	サハラ以北	アルジェリア	4	79
		エジプト	3	794
		モロッコ	3	1,079
		小計	10	1,953
	サハラ以南	アンゴラ	6	621
		赤道ギニア	2	8
		ガーナ	1	476
		ケニア	1	0
		マダガスカル	2	858
		マラウイ	2	355
		モザンビーク	2	739
		セーシェル	1	4
		南アフリカ	5	99
		タンザニア	1	186
		ウガンダ	1	75
		小計	24	3,425
		計	34	5,379
		北米	カナダ	11
	アメリカ		168	23,512
	計		179	25,357
	中南米	アルゼンチン	3	655
		バハマ	6	330
		バミューダ島	2	635
		ボリビア	1	111
ブラジル		38	5,033	
英領バージン諸島		1	3,224	
ケイマン諸島		1	665	
チリ		22	6,904	
コロンビア		2	292	
エクアドル		6	39	
パナマ		10	552	
パラグアイ		1	19	
ペルー		2	532	
トリニダード・トバゴ		1	459	
メキシコ		64	1,236	
ベネズエラ・ボリバル		6	1,872	
計		166	22,566	
国際機関等		計	5	105
その他 <sup>(注)</sup>		計	32	3,444
	総合計	1,475	140,173	

(注) その他：日本の民間金融機関向けター・ステップ・ローン、対象プロジェクトが複数国にまたがる案件等

1 バイヤーズ・クレジット、バンクローン<sup>(注)</sup> 主要案件一覧 (2018年度)

地域/相手国等	案件概要	相手方	本行承諾額
トルクメニスタン	ガス火力発電所設備一式の輸出	トルクメニスタン政府	78億円
トルクメニスタン	ガス火力発電所設備一式の輸出	トルクメニスタン政府	91百万米ドル
インドネシア	石油化学製品プラント設備機器の輸出	PT. CHANDRA ASRI PETROCHEMICAL TBK	103百万米ドル
アンゴラ	港湾関連設備の輸出	アンゴラ共和国政府	144億円
アンゴラ	港湾関連設備の輸出	アンゴラ共和国政府	126百万米ドル
アラブ首長国連邦	発電所設備一式の輸出	シャルジャ首長国電力・水庁	241百万米ドル

(注) バイヤーズ・クレジット、バンクローンは、外国の輸入者または金融機関に対して、日本からの設備等の輸入、技術の受入れに必要な資金を直接融資します。融資先が輸入者の場合をバイヤーズ・クレジット、金融機関の場合をバンクローンと呼びます。

## 2 事業開発等金融案件一覧 (2018年度)

地域/相手国等	案件概要	相手方	本行承諾額
ブラジル	再生可能エネルギー事業	ブラジル国立経済社会開発銀行	50百万米ドル <sup>(注1)</sup>
BCIE	スマートエナジー (送配電) 事業	中米経済統合銀行	50百万米ドル <sup>(注1)</sup>
フィリピン	サムライ債の一部取得 (GATE) <sup>(注2)</sup>	フィリピン共和国	—

(注1) 金額は、JBICの融資承諾額。なお、これとは別に、民間金融機関分の融資部分の一部に対してはJBICが保証を提供しています。

(注2) GATEとは、2010年4月に設立されたJBICの「サムライ債発行支援ファシリティ (Guarantee and Acquisition toward Tokyo market Enhancement : GATE)」のことであり、JBICの部分保証によるサムライ債発行支援と、必要に応じ、JBIC自身による債券の一部取得も行うものです。これによって、外国政府および政府機関の東京市場からの継続的な資金調達を後押しします。

2019年度における標準的な融資条件は以下のとおりです。貸付金利は財政融資資金貸付金利等に連動しているため、金融情勢の変化等により変更されますので、ご留意ください。また、具体的な融資条件につきましては、各相談窓口にてご確認ください。(注1)

## 1 — 標準的な貸付利率

(2019年8月15日現在)

金融種類	標準的な貸付利率 <sup>(注2)</sup>	JBICの融資割合
輸出金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 融資承諾時金利固定 (円CIRR)<sup>(注3)(注8)</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 0.88% (償還期間 5年以下)</li> <li>● 0.90% (償還期間 5年超8.5年以下)</li> <li>● 0.95% (償還期間 8.5年超)</li> </ul> </li> <li>■ 輸出契約成約前における金利固定<sup>(注3)(注8)</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記金利に0.2%上乗せ</li> </ul> </li> </ul>	6割限度
輸入・投資・事業開発等 (資源・国際競争力) <sup>(注1)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 円貨<sup>(注4)</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 0.2075%<sup>(注6)(注7)</sup></li> </ul> </li> <li>■ 外貨<sup>(注5)</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>● LIBOR + 0.5875%<sup>(注6)(注7)</sup></li> </ul> </li> </ul>	6割限度 <sup>(注9)</sup>

(注1) 中堅・中小企業に該当する場合は、貸付利率等の融資条件において別途優遇条件がございます。

(注2) 担保・保証、融資のスキーム等に応じ、プレミアムが付加されます。

(注3) JBICの金利と協調融資金融機関の金利を合成したものです。

(注4) 輸入・投資金融の円貨貸付の利率は、貸付・据置期間および償還形態に応じて設定します(ただし、下限金利は現状0.1%)。本表記載の貸付利率は「10年(3年据置後7年平均半年賦)」の場合の例示ですので、その他の貸付・据置期間の場合の貸付利率につきましては、融資相談窓口にお問い合わせください。

(注5) 外貨貸付の利率は、米ドルLIBOR(6カ月)をベースにしています。米ドル以外の外貨貸付については、融資相談窓口にお問い合わせください。

(注6) 我が国にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進への貢献、我が国の産業の国際競争力の維持および向上への貢献など政策上の意義に応じて、特別金利を適用します。

(注7) 円貨・外貨とも、お客さまの信用力、担保・保証および融資のスキーム等を考慮のうえ、リスクに見合ったプレミアムが付加されます。また、金融市場の実勢を踏まえ、必要な調整をすることがあります。

(注8) OECD公的輸出信用アレンジメントに基づくOECDプレミアムが付加されます。

(注9) 資源分野(輸入・投資)の海外向け貸付は7割上限です。

## 2 — 融資期間

融資期間はプロジェクトのキャッシュ・フロー等を参考にしながら、個別に決定させていただきます。

## 3 — 担保・保証

担保・保証等については、ご相談のうえ、決定させていただきます。

# 地域分類内訳国・地域等について

本年次報告書の表記および内訳の国・地域は以下のとおりです。

(2019年7月1日時点)

地域名等	当該地域に含まれる国等	
アジア	東アジア	中国、香港、北朝鮮、韓国、マカオ、モンゴル、台湾
	東南アジア	ブルネイ、カンボジア、東ティモール、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
	南アジア	アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ
	中央アジア・コーカサス	アルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
大洋州	オーストラリア(豪州)、クック諸島、フィジー、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、ニューカレドニア、ニュージーランド、北マリアナ諸島、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、ニウエ	
ヨーロッパ	中東欧・ロシア	アルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マケドニア、セルビア、モンテネグロ、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、ウクライナ、コソボ
	西ヨーロッパ	アンドラ、オーストリア、ベルギー、キプロス、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イギリス(英国)、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、スペイン、スウェーデン、スイス、バチカン、ガーンジー、ジャージー
中東	バーレーン、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、西岸・ガザ(パレスチナ自治区)、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、アラブ首長国連邦、イエメン	
アフリカ	サハラ以北	アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、チュニジア
	サハラ以南	アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、エリトリア、南スーダン
北米	カナダ、アメリカ(米国)	
中南米	アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、バミューダ島、ボリビア、ブラジル、英領バージン諸島、ケイマン諸島、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、プエルトリコ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、メキシコ、米領バージン諸島、ウルグアイ、ベネズエラ・ボリバル、キュラサオ島	
国際機関等	国際通貨基金(IMF)、国際復興開発銀行(IBRD)、国際金融公社(IFC)、アジア開発銀行(ADB)、米州開発銀行(IDB)、アフリカ開発銀行(AfDB)、欧州復興開発銀行(EBRD)、中米経済統合銀行(BCIE)、アンデス開発公社(CAF)、東アフリカ開発銀行(EADB)、東部南部アフリカ貿易開発銀行(TDB)、アフリカ輸出入銀行(Afreximbank)、イスラム開発銀行(IsDB)、欧州投資銀行(EIB)、カリブ開発銀行(CDB)等	
その他	日本の民間金融機関向けター・ステップ・ローン、対象プロジェクトが複数国にまたがる案件等	

1 財務諸表	112
1. 連結財務諸表等	112
連結貸借対照表	112
連結損益計算書	113
連結包括利益計算書	113
連結株主資本等変動計算書	114
連結キャッシュ・フロー計算書	115
注記事項	116
連結附属明細表	139
2. 財務諸表等	140
貸借対照表	140
損益計算書	141
株主資本等変動計算書	142
注記事項	144
附属明細表	148
(参考) 勘定別財務諸表	149
2 負債および純資産の部の構成	153
3 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	155
4 営業経費の内訳	156
5 余資運用にかかる預け金・買現先勘定・有価証券残高	157
6 オフバランス取引情報	158
7 総資金利鞘、資金運用利回り、資金調達原価	159
8 従業員1人当たりの貸出金残高	159
9 貸出金業種別内訳残高	160
10 貸出金償却額	160
11 外貨建資産(出融資)残高	161
12 事務経費率	163
13 貸出金／借入金・社債の残存期間別一覧表	164
14 資産内容に関する情報	165
(参考) 国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表	167

## 経理の状況

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」(平成24年財務省令第15号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」(平成24年財務省令第15号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。なお、従来、当行が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

## 1. 連結財務諸表等

## (1) 連結財務諸表

## ■ 連結貸借対照表

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)		前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	1,751,287	1,191,463	借入金	8,370,758	7,574,713
有価証券	*1 351,605	*1 367,026	社債	*7 4,392,597	*7 4,583,492
貸出金	*2,*3,*4,*5,*6 13,513,680	*2,*3,*4,*5,*6 13,576,561	その他負債	435,498	304,718
その他資産	*7 377,809	*7 280,568	賞与引当金	546	566
有形固定資産	*8 28,401	*8 27,979	役員賞与引当金	9	9
建物	2,865	2,781	退職給付に係る負債	6,785	6,988
土地	24,311	24,311	役員退職慰労引当金	25	31
建設仮勘定	79	79	支払承諾	2,259,369	2,491,767
その他の有形固定資産	1,145	807	負債の部合計	15,465,589	14,962,287
無形固定資産	3,472	6,710	(純資産の部)		
ソフトウェア	3,472	6,710	資本金	1,765,200	1,785,300
支払承諾見返	2,259,369	2,491,767	利益剰余金	883,601	905,474
貸倒引当金	△273,564	△293,126	株主資本合計	2,648,801	2,690,774
			その他有価証券評価差額金	△1,209	△557
			繰延ヘッジ損益	△114,658	△11,048
			為替換算調整勘定	13,309	7,260
			その他の包括利益累計額合計	△102,558	△4,345
			非支配株主持分	227	235
			純資産の部合計	2,546,471	2,686,664
資産の部合計	18,012,060	17,648,951	負債及び純資産の部合計	18,012,060	17,648,951

## ■ 連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>経常収益</b>	390,060	479,113
資金運用収益	336,768	450,798
貸出金利息	323,960	435,549
有価証券利息配当金	1,846	1,676
預け金利息	10,948	13,538
その他の受入利息	12	34
役務取引等収益	23,914	23,030
その他業務収益	128	272
その他経常収益	29,248	5,012
償却債権取立益	0	3,208
その他の経常収益	*1 29,248	*1 1,804
<b>経常費用</b>	327,996	426,085
資金調達費用	249,256	365,878
借入金利息	115,370	156,898
社債利息	90,627	113,064
金利スワップ支払利息	43,192	95,797
その他の支払利息	65	118
役務取引等費用	2,043	2,993
その他業務費用	5,363	2,638
営業経費	19,660	21,200
その他経常費用	51,672	33,375
貸倒引当金繰入額	51,528	19,561
その他の経常費用	*2 144	*2 13,814
<b>経常利益</b>	62,063	53,028
<b>特別利益</b>	9	6
固定資産処分益	9	6
<b>特別損失</b>	8	—
固定資産処分損	8	—
<b>税金等調整前当期純利益</b>	62,065	53,034
法人税、住民税及び事業税	0	4
<b>法人税等合計</b>	0	4
<b>当期純利益</b>	62,064	53,030
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△ 17	7
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	62,081	53,022

## ■ 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>当期純利益</b>	62,064	53,030
<b>その他の包括利益</b>	*1 △ 102,771	*1 98,212
その他有価証券評価差額金	△ 3,677	651
繰延ヘッジ損益	△ 94,435	103,610
為替換算調整勘定	168	△ 2,019
持分法適用会社に対する持分相当額	△ 4,826	△ 4,029
<b>包括利益</b>	△ 40,706	151,243
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△ 40,689	151,235
非支配株主に係る包括利益	△ 17	7

■ 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,683,000	842,366	2,525,366
当期変動額			
新株の発行	82,200		82,200
国庫納付		△ 20,846	△ 20,846
親会社株主に帰属する当期純利益		62,081	62,081
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	82,200	41,234	123,434
当期末残高	1,765,200	883,601	2,648,801

	その他の包括利益累計額			その他の包括利益累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定			
当期首残高	2,468	△ 20,223	17,968	213	—	2,525,580
当期変動額						
新株の発行						82,200
国庫納付						△ 20,846
親会社株主に帰属する当期純利益						62,081
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 3,677	△ 94,435	△ 4,658	△ 102,771	227	△ 102,543
当期変動額合計	△ 3,677	△ 94,435	△ 4,658	△ 102,771	227	20,891
当期末残高	△ 1,209	△ 114,658	13,309	△ 102,558	227	2,546,471

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,765,200	883,601	2,648,801
当期変動額			
新株の発行	20,100		20,100
国庫納付		△ 31,150	△ 31,150
親会社株主に帰属する当期純利益		53,022	53,022
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	20,100	21,872	41,972
当期末残高	1,785,300	905,474	2,690,774

	その他の包括利益累計額			その他の包括利益累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定			
当期首残高	△ 1,209	△ 114,658	13,309	△ 102,558	227	2,546,471
当期変動額						
新株の発行						20,100
国庫納付						△ 31,150
親会社株主に帰属する当期純利益						53,022
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	651	103,610	△ 6,049	98,212	7	98,220
当期変動額合計	651	103,610	△ 6,049	98,212	7	140,192
当期末残高	△ 557	△ 11,048	7,260	△ 4,345	235	2,686,664

## ■ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	62,065	53,034
減価償却費	1,460	1,944
持分法による投資損益 (△は益)	△ 22,207	2,026
貸倒引当金の増減 (△)	51,528	19,561
賞与引当金の増減額 (△は減少)	26	20
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	2	0
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 21	202
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	8	5
資金運用収益	△ 336,768	△ 450,798
資金調達費用	249,256	365,878
有価証券関係損益 (△)	△ 6,925	10,075
為替差損益 (△は益)	△ 1,747	△ 1,223
固定資産処分損益 (△は益)	△ 1	△ 6
貸出金の純増 (△) 減	795,457	△ 62,880
借入金の純増減 (△)	△ 1,537,947	△ 796,045
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	120,028	64,667
普通社債発行及び償還による増減 (△)	1,088,786	188,604
資金運用による収入	321,636	424,053
資金調達による支出	△ 236,406	△ 349,679
その他	△ 231,464	82,357
小計	316,767	△ 448,202
法人税等の支払額	—	△ 3
営業活動によるキャッシュ・フロー	316,767	△ 448,205
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 69,024	△ 69,622
有価証券の売却による収入	25,866	25,817
有価証券の償還による収入	12,900	12,500
有形固定資産の取得による支出	△ 1,214	△ 237
有形固定資産の売却による収入	15	9
無形固定資産の取得による支出	△ 1,806	△ 4,529
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 33,263	△ 36,062
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	82,200	20,100
リース債務の返済による支出	△ 6	—
国庫納付の支払額	△ 20,846	△ 31,150
連結子会社設立に伴う非支配株主からの払込みによる収入	245	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	61,591	△ 11,050
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	345,094	△ 495,318
現金及び現金同等物の期首残高	884,516	1,229,610
現金及び現金同等物の期末残高	*1 1,229,610	*1 734,292

## ■ 注記事項

### (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社 2社

会社名  
株式会社 JBIC IG Partners  
Russia-Japan Investment Fund, L.P.

##### (2) 非連結子会社

該当ありません。

##### (3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称等

会社名  
RJIF Management Limited

(子会社としなかった理由)

RJIF Management Limited は、当行が当行連結子会社である株式会社 JBIC IG Partners を通じて議決権の過半数を所有しておりますが、

重要な財務及び営業の方針の決定について、合併先企業の同意が必要であることから、子会社としておりません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

##### (2) 持分法適用の関連会社 2社

会社名  
IFC Capitalization (Equity) Fund, L.P.  
IFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund, L.P.

##### (3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

##### (4) 持分法非適用の関連会社

主要な会社名  
Credit Guarantee and Investment Facility  
RJIF Management Limited

持分法非適用の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないこと等のため、持分法の対象から除いております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 1社

3月末日 1社

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。一部の在外連結子会社が保有する有価証券（関連会社株式を含む。）は、国際財務報告基準に基づき、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されています。当行の連結財務諸表上、当該有価証券は売買目的有価証券に分類し、時価法により評価しております。

なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

##### (3) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～35年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

## ② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

## (4) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当連結会計年度末は、その金額はありません。

## (5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

## (6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

## (7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## (8) 退職給付に係る会計処理の方法

## ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

## (9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

## (10) 重要なヘッジ会計の方法

## (イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

## (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建関連会社出資の為替変動リスクをヘッジするため、その一部につき先物外国為替予約をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、繰延ヘッジを適用しております。

## (11) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日銀預け金であります。

## (12) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。

## (連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式等又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
株式等	5,439百万円	19,609百万円
出資金	133,783百万円	121,329百万円

※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	188,842百万円	191,105百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
貸出条件緩和債権額	225,846百万円	188,036百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
合計額	414,688百万円	379,142百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 6. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。連結貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
貸付未実行残高	1,665,471百万円	1,539,647百万円

※ 7. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を社債の一般担保に供しております。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
社債	4,392,597百万円	4,583,492百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
金融商品等差入担保金	141,180百万円	123,340百万円

## ※ 8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
減価償却累計額	2,104百万円	2,528百万円

## 9. 偶発債務

当行は、2012年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券について、以下のとおり連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を下記連帯債務の一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
連帯債務	140,000百万円	140,000百万円

## (連結損益計算書関係)

※ 1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
株式等売却益	—	1,190百万円
組合出資に係る持分損益	6,884百万円	467百万円
持分法による投資損益	22,207百万円	—

※ 2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
株式等売却損	88百万円	—
株式等償却	—	11,787百万円
持分法による投資損益	—	2,026百万円

## (連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>その他有価証券評価差額金：</b>		
当期発生額	△ 3,586	2,715
組替調整額	△ 91	△ 2,063
税効果調整前	△ 3,677	651
税効果額	—	—
その他有価証券評価差額金	△ 3,677	651
<b>繰延ヘッジ損益：</b>		
当期発生額	△ 138,278	8,029
組替調整額	43,843	95,580
税効果調整前	△ 94,435	103,610
税効果額	—	—
繰延ヘッジ損益	△ 94,435	103,610
<b>為替換算調整勘定：</b>		
当期発生額	167	△ 2,071
組替調整額	0	51
税効果調整前	168	△ 2,019
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	168	△ 2,019
<b>持分法適用会社に対する持分相当額：</b>		
当期発生額	△ 3,087	△ 2,998
組替調整額	△ 1,739	△ 1,031
税効果調整前	△ 4,826	△ 4,029
税効果額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	△ 4,826	△ 4,029
その他の包括利益合計	△ 102,771	98,212

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2017年4月1日至2018年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,533,000,000	82,200,000	—	1,615,200,000	(注)
種類株式	—	—	—	—	
合計	1,533,000,000	82,200,000	—	1,615,200,000	(注)
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
種類株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。  
新株の発行による増加 82,200,000千株

当連結会計年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,615,200,000	20,100,000	—	1,635,300,000	(注)
種類株式	—	—	—	—	
合計	1,615,200,000	20,100,000	—	1,635,300,000	(注)
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
種類株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。  
新株の発行による増加 20,100,000千株

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自2017年4月1日至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日至2019年3月31日)
現金預け金勘定	1,751,287百万円	1,191,463百万円
定期性預け金等	△521,676百万円	△457,170百万円
現金及び現金同等物	1,229,610百万円	734,292百万円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」(各々保証含む。)及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金(借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

また、一部の在外連結子会社では、投資等を主要な業務として行っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金及び社債であります。また、一部の在外連結子会社では、価格変動を伴う有価証券を保有しております。

当行が保有する金融資産及び金融負債について、以下のリスクがあります。

#### イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのもも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

#### ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

さらに、外貨建関連会社出資に係る為替の変動リスクに対しては、その一部につき先物外国為替予約をヘッジ手段とする個別ヘッジを行っております。

#### ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

#### イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計

測し、与信管理に活用しております。

#### □ 市場リスクの管理

当行は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置の上、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

##### (i) 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。また、外貨建関連会社出資に係る為替の変動リスクに対しては、その一部につき先物外国為替予約を利用したヘッジを行っております。

##### (ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

###### a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

###### b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っております。

##### (iii) 市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっております。更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、金利リスクと為替リスクの相関を考慮した市場リスク量 (VaR) 等を計測しており、当連結会計年度の市場リスク量 (VaR) の状況は、以下のとおりとなっております。

###### a 市場リスク量 (VaR) の状況 (当連結会計年度末)

1,586 億円

###### b 市場リスク量 (VaR) の計測手法

ヒストリカル法 (信頼区間 99%、保有期間 1 年、観測期間 5 年)

###### c VaR によるリスク管理

VaR とは、①過去の特定期間 (「観測期間」) の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率 (「信頼区間」) の下で、③一定期間 (「保有期間」) 経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaR による市場リスク計測の有効性を確認するため、VaR 計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR 計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

- ・信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・VaR 値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。
- ・VaR 値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

#### ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

#### ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません (注2) 参照)。

前連結会計年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1,751,287	1,751,287	—
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	9,837	9,837	—
その他有価証券	76,197	76,197	—
(3) 貸出金	13,513,680		
貸倒引当金 <sup>(※1)</sup>	△ 265,189		
	13,248,491	13,342,813	94,322
(4) その他資産 <sup>(※2)</sup>	141,180	141,180	—
資産計	15,226,993	15,321,316	94,322
(1) 借入金	8,370,758	8,425,665	54,906
(2) 社債	4,392,597	4,315,172	△ 77,424
(3) その他負債 <sup>(※2)</sup>	56,280	56,280	—
負債計	12,819,635	12,797,117	△ 22,518
デリバティブ取引 <sup>(※3)</sup>			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(137,746)	(137,746)	—
デリバティブ取引計	(137,746)	(137,746)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(※2) デリバティブ取引は含めておりません。その他資産・負債のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1,191,463	1,191,463	—
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	10,932	10,932	—
その他有価証券	83,892	83,892	—
(3) 貸出金	13,576,561		
貸倒引当金 <sup>(※1)</sup>	△ 284,842		
	13,291,718	13,435,564	143,846
(4) その他資産 <sup>(※2)</sup>	123,340	123,340	—
資産計	14,701,346	14,845,192	143,846
(1) 借入金	7,574,713	7,636,800	62,087
(2) 社債	4,583,492	4,589,487	5,995
(3) その他負債 <sup>(※2)</sup>	44,620	44,620	—
負債計	12,202,825	12,270,908	68,082
デリバティブ取引 <sup>(※3)</sup>			
ヘッジ会計が適用されていないもの	56	56	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(98,162)	(98,162)	—
デリバティブ取引計	(98,105)	(98,105)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(※2) デリバティブ取引は含めておりません。その他資産・負債のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

売買目的有価証券については、一部の在外連結子会社が保有する有価証券（関連会社株式を含む。）であり、国際財務報告基準に基づき、純損益を通じて公正価値で測定しております。

その他有価証券については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN（フローティング・レート・ノート）法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

## (4) その他資産

その他資産のうち、金融商品等差入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

## (1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割引いて時価を算定しております。

## (2) 社債

社債の時価は、市場価格等によっております。

## (3) その他負債

その他負債のうち、金融商品等差入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
① 非上場株式等(非連結子会社・関連会社) <sup>(※1)</sup>	5,439	17,862
② 非上場株式等(非連結子会社・関連会社以外) <sup>(※1)(※2)</sup>	75,393	74,270
③ 組合出資金(非連結子会社・関連会社) <sup>(※3)</sup>	133,783	121,329
④ 組合出資金(非連結子会社・関連会社以外) <sup>(※3)</sup>	50,952	58,739
合計	265,569	272,201

(※1) 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 前連結会計年度において、非上場株式等(非連結子会社・関連会社以外)について減損処理は行っていません。当連結会計年度において、非上場株式等(非連結子会社・関連会社以外)について11,787百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 <sup>(※1)</sup>	1,751,287	—	—	—	—	—
有価証券						
其他有価証券	12,500	53,500	9,802	—	—	—
貸出金 <sup>(※2)</sup>	1,431,414	3,067,267	2,569,023	2,327,348	2,234,766	1,695,017
合計	3,195,201	3,120,767	2,578,826	2,327,348	2,234,766	1,695,017

(※1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない188,842百万円は含めておりません。

(※3) その他資産のうち、金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 <sup>(※1)</sup>	1,191,463	—	—	—	—	—
有価証券						
其他有価証券	23,500	30,000	2	—	30,600	—
貸出金 <sup>(※2)</sup>	1,530,222	3,040,088	2,607,551	2,630,725	1,960,695	1,616,170
合計	2,745,186	3,070,088	2,607,554	2,630,725	1,991,295	1,616,170

(※1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない191,105百万円は含めておりません。

(※3) その他資産のうち、金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(注4) 借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2018年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	809,379	2,189,642	3,985,736	585,900	631,100	169,000
社債	684,000	1,288,777	863,360	318,720	1,247,072	—
合計	1,493,379	3,478,419	4,849,096	904,620	1,878,172	169,000

(\*1) その他負債のうち、金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	521,428	1,792,627	4,240,158	233,800	617,700	169,000
社債	458,465	1,378,001	1,011,162	519,455	1,226,439	—
合計	979,893	3,170,628	5,251,320	753,255	1,844,139	169,000

(\*1) その他負債のうち、金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

- ※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。
- ※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式等」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	△31	1,214

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

該当事項はありません。

## 3. その他有価証券

前連結会計年度（2018年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	46,203	45,800	403
	小計	46,203	45,800	403
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	69,994	70,000	△6
	小計	69,994	70,000	△6
合計		116,197	115,800	397

当連結会計年度（2019年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	54,660	54,100	560
	小計	54,660	54,100	560
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	69,232	70,000	△768
	小計	69,232	70,000	△768
合計		123,892	124,100	△207

## 4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自2017年4月1日至2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）

該当事項はありません。

## 5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自2017年4月1日至2018年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	8,886	128	57
合計	8,886	128	57

当連結会計年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	10,462	116	—
合計	10,462	116	—

## 6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

## 7. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

## (金銭の信託関係)

## 1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（2018 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（2019 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

## 2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（2018 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（2019 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

## 3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2018 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（2019 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

## (その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2018 年 3 月 31 日）

	金額(百万円)
評価差額	△ 1,209
その他有価証券 <sup>(*)</sup>	△ 1,209
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	—
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△ 1,209
(△) 非支配株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち、親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△ 1,209

(\*)「その他有価証券」には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

当連結会計年度（2019 年 3 月 31 日）

	金額(百万円)
評価差額	△ 557
その他有価証券 <sup>(*)</sup>	△ 557
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	—
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△ 557
(△) 非支配株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち、親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△ 557

(\*)「その他有価証券」には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

## (デリバティブ取引関係)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利関連取引

前連結会計年度 (2018年3月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)  
該当事項はありません。

## (2) 通貨関連取引

前連結会計年度 (2018年3月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	—	—	—	—
	買建	66,594	—	56	56
	合計	—	—	56	56

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

## (3) 株式関連取引

前連結会計年度 (2018年3月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)  
該当事項はありません。

## (4) 債券関連取引

前連結会計年度 (2018年3月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)  
該当事項はありません。

## (5) 商品関連取引

前連結会計年度 (2018年3月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)  
該当事項はありません。

## (6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度 (2018年3月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)  
該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金 借入金 社債				
			受取固定・支払変動	3,985,081	3,374,201	△ 115,742
			受取変動・支払固定	717,401	704,092	△ 4,117
			受取変動・支払変動	212,480	212,480	△ 105
合計			—	—	△ 119,965	

(注) 時価の算定  
割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金 借入金 社債				
			受取固定・支払変動	4,239,345	3,866,375	△ 22,574
			受取変動・支払固定	733,572	715,692	△ 15,013
			受取変動・支払変動	221,980	166,485	△ 380
合計			—	—	△ 37,969	

(注) 時価の算定  
割引現在価値により算定しております。

## (2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	貸出金 社債		2,761,005	△ 17,161
				3,274,459	
	為替予約	貸出金 出資金等	87,304	—	△ 602
	売建		7,527	—	△ 16
	買建				
合計			—	—	△ 17,780

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定  
割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	貸出金 社債		3,118,590	△ 59,959
				3,655,284	
	為替予約	貸出金 出資金等	87,596	—	△ 233
	売建		120	—	0
	買建				
合計			—	—	△ 60,193

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定  
割引現在価値により算定しております。

## (3) 株式関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（2019年3月31日）  
該当事項はありません。

## (4) 債券関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（2019年3月31日）  
該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、2014年10月1日から厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

当行は、確定給付型の制度として、企業年金制度（2014年10月1日に厚生年金基金制度から移行）及び退職一時金制度を設けております。当行の企業年金制度は複数事業主制度であります。自社の拠出に対応する年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた年金又は一時金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、当行は、2014年10月1日より確定拠出型の退職給付制度を設けております。

なお、当行は、厚生年金基金の代行部分について、2013年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受け、2014年10月1日に過去分返上の認可を受けております。また、当行が加入する公庫企業年金基金は、2017年9月22日に返還額（最低責任準備金）の52,817百万円を納付しております。前連結会計年度における損益に与えている影響額は3百万円であり、その他の経常費用に計上しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	13,772	11,197
勤務費用	445	446
利息費用	35	26
数理計算上の差異の発生額	383	497
退職給付の支払額	△ 733	△ 695
厚生年金基金の代行部分返上に伴う減少額	△ 2,706	—
退職給付債務の期末残高	11,197	11,472

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	6,964	4,411
期待運用収益	106	110
数理計算上の差異の発生額	156	119
事業主からの拠出額	122	125
退職給付の支払額	△ 229	△ 283
厚生年金基金の代行部分返上に伴う減少額	△ 2,709	—
年金資産の期末残高	4,411	4,483

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	6,090	6,154
年金資産	△ 4,411	△ 4,483
非積立型制度の退職給付債務	1,679	1,671
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,106	5,317
	6,785	6,988
退職給付に係る負債	6,785	6,988
退職給付に係る資産	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,785	6,988

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	445	446
利息費用	35	26
期待運用収益	△ 106	△ 110
数理計算上の差異の費用処理額	226	377
確定給付制度に係る退職給付費用	601	740

(注) 前連結会計年度においては、上記の他に、厚生年金基金の代行部分返上に伴い、その他の経常費用として3百万円を計上しております。

## (5) 年金資産に関する事項

## ① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
債券	61%	62%
株式	24%	24%
生命保険会社一般勘定	14%	13%
現金及び預金	1%	1%
合計	100%	100%

## ② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.24%	0.10%
長期期待運用収益率	2.50%	2.50%
予想昇給率	4.35%	4.33%

## 3. 確定拠出制度

当行の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度 25 百万円、当連結会計年度 26 百万円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	8百万円	3百万円
その他	1	2
繰延税金資産小計	9	6
評価性引当額	△9	△6
繰延税金資産合計	-百万円	-百万円

## 2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

当行は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がなく、連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異は無いことから、記載を省略しております。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、「日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進」、「日本の産業の国際競争力の維持及び向上」、「地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進」及び「国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処」の4つの分野について金融業務を行い、もって日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とした業務を行っており、その目的を達成するため、株式会社国際協力銀行法その他法令により定められた業務について、業務ごとに経理を区分し運営しており、特別業務以外の業務（「一般業務」）及び「特別業務」の2つを報告セグメントとしております。

「一般業務」は、連結財務諸表提出会社の特別業務以外の業務を行っております。また、一般業務における出資に係る連結子会社の業務を含めております。

「特別業務」は、期待収益は充分だがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益（又は損失）は、親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

	一般業務	特別業務	報告セグメント小計	調整額	連結財務諸表計上額
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	390,057	2	390,060	—	390,060
(2) セグメント間の内部経常収益	12	0	12	△ 12	—
計	390,070	2	390,073	△ 12	390,060
セグメント利益又は損失 (△)	62,286	△ 204	62,081	—	62,081
セグメント資産	17,760,961	251,110	18,012,072	△ 11	18,012,060
セグメント負債	15,465,378	222	15,465,600	△ 11	15,465,589
その他の項目					
減価償却費	1,460	—	1,460	—	1,460
資金運用収益	336,767	1	336,768	—	336,768
資金調達費用	249,256	0	249,256	—	249,256
持分法投資利益	22,207	—	22,207	—	22,207
特別利益	9	—	9	—	9
(固定資産処分益)	9	—	9	—	9
特別損失	8	—	8	—	8
(固定資産処分損)	8	—	8	—	8
税金費用	0	—	0	—	0
持分法適用会社への投資額	100,453	—	100,453	—	100,453
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,024	—	3,024	—	3,024
貸倒引当金繰入額	51,505	22	51,528	—	51,528

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益との差異について記載しております。

2. 調整額は、セグメント間取引消去であります。

当連結会計年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

	一般業務	特別業務	報告セグメント小計	調整額	連結財務諸表計上額
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	478,958	155	479,113	—	479,113
(2) セグメント間の内部経常収益	20	—	20	△ 20	—
計	478,978	155	479,134	△ 20	479,113
セグメント利益又は損失 (△)	53,195	△ 172	53,022	—	53,022
セグメント資産	17,398,378	250,588	17,648,966	△ 14	17,648,951
セグメント負債	14,961,981	320	14,962,302	△ 14	14,962,287
その他の項目					
減価償却費	1,944	—	1,944	—	1,944
資金運用収益	450,644	154	450,798	—	450,798
資金調達費用	365,856	22	365,878	—	365,878
持分法投資損失	2,026	—	2,026	—	2,026
株式等償却	11,787	—	11,787	—	11,787
特別利益	6	—	6	—	6
(固定資産処分益)	6	—	6	—	6
税金費用	4	—	4	—	4
持分法適用会社への投資額	86,860	—	86,860	—	86,860
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,763	—	4,763	—	4,763
貸倒引当金繰入額	19,497	64	19,561	—	19,561

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益との差異について記載しております。

2. 調整額は、セグメント間取引消去であります。

## 【関連情報】

前連結会計年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

## 1. サービスごとの情報

当行グループは、融資等業務の区分の外部顧客に対する経常収益が連結損益計算書の経常収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 経常収益

(単位：百万円)

国内	アジア・大洋州	ヨーロッパ・中東・アフリカ	北米・中南米	合計
91,138	102,256	91,918	104,747	390,060

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。  
2. 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の 10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

## 1. サービスごとの情報

当行グループは、融資等業務の区分の外部顧客に対する経常収益が連結損益計算書の経常収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 経常収益

(単位：百万円)

国内	アジア・大洋州	ヨーロッパ・中東・アフリカ	北米・中南米	合計
130,353	127,889	127,700	93,169	479,113

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。  
2. 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (表示方法の変更)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「米国」の経常収益は、連結損益計算書の経常収益の 10%未満となったため、当連結会計年度において「北米・中南米」に含めて表示しております。

これに伴い、前連結会計年度の「2. 地域ごとの情報 (1) 経常収益」の組替を行っております。この結果、前連結会計年度において「米国」に含めて表示しておりました 40,948 百万円は「北米・中南米」へ組み替えております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の 10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) <sup>(注4)</sup>	科目	期末残高 (百万円) <sup>(注4)</sup>		
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	—	政策 金融 行政	被所有 直接 100	資金の 借入等	増資の引受 <sup>(注1)</sup>	82,200	—	—		
							資金の受入 <sup>(注2)</sup>	4,808,429	借入金	8,370,758		
							借入金の返済	6,004,411				
							借入金利息の支払	115,370			未払費用	27,232
							社債への被保証 <sup>(注3)</sup>	4,202,610			—	—

(注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を 1 株につき 1 円で引き受けたものであります。

2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) <sup>(注4)</sup>	科目	期末残高 (百万円) <sup>(注4)</sup>		
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	—	政策 金融 行政	被所有 直接 100	資金の 借入等	増資の引受 <sup>(注1)</sup>	20,100	—	—		
							資金の受入 <sup>(注2)</sup>	764,559	借入金	7,574,713		
							借入金の返済	1,821,286				
							借入金利息の支払	156,898			未払費用	35,397
							社債への被保証 <sup>(注3)</sup>	4,413,497			—	—

(注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を 1 株につき 1 円で引き受けたものであります。

2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が 議決権の過 半数を所有 している会 社等	独立行政法人 国際協力機構	東京都 千代田区	8,099,860	政府開発 援助 実施	なし	連帯債務 関係	連帯債務	100,000 <sup>(注1, 4)</sup>	—	—
	株式会社 日本政策金融 公庫	東京都 千代田区	4,124,921	金融業	なし	連帯債務 関係	連帯債務	152,800 <sup>(注2, 4)</sup>	—	—
							連帯債務	140,000 <sup>(注3, 4)</sup>	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第 12 条第 1 項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）附則第 4 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第 4 条第 2 項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されています。

2. 株式会社国際協力銀行法附則第 12 条第 1 項の規定により、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）附則第 46 条の 2 第 1 項の規定により、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第 46 条の 2 第 2 項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されています。

3. 株式会社国際協力銀行法附則第 17 条第 1 項第 2 号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第 17 条第 2 項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供されています。

4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

当連結会計年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が 議決権の過 半数を所有 している会 社等	独立行政法人 国際協力機構	東京都 千代田区	8,145,870	政府開発 援助 実施	なし	連帯債務 関係	連帯債務	80,000 (注1, 4)	—	—
	株式会社 日本政策金融 公庫	東京都 千代田区	4,195,898	金融業	なし	連帯債務 関係	連帯債務	20,000 (注2, 4)	—	—
								140,000 (注3, 4)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)附則第4条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されており、

2. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)附則第46条の2第1項の規定により、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されており、

3. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引  
該当事項はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

該当事項はありません。

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

当連結会計年度において、重要な関連会社は IFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund,L.P. 及び IFC Capitalization (Equity) Fund,L.P. であり、その合算要約財務情報は以下のとおりであります。

資産合計	286,987百万円
負債合計	119,422
純資産合計	167,564
投資収益	14,967
税引前当期純利益金額	38,117
当期純利益金額	38,117

(注) IFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund,L.P.及びIFC Capitalization (Equity) Fund,L.P.は、重要性が増したため、当連結会計年度から重要な関連会社としております。

当連結会計年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

当連結会計年度において、重要な関連会社は IFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund,L.P. 及び IFC Capitalization (Equity) Fund,L.P. であり、その合算要約財務情報は以下のとおりであります。

資産合計	225,501百万円
負債合計	91,540
純資産合計	133,960
投資収益	13,481
税引前当期純利益金額	△ 5,213
当期純利益金額	△ 5,213

## (1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1円57銭	1円64銭
1株当たり当期純利益	0円4銭	0円3銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

		前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	62,081	53,022
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	62,081	53,022
普通株式の期中平均株式数	千株	1,533,900,821	1,615,750,684

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当連結会計年度末 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,546,471	2,686,664
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	227	235
(うち非支配株主持分)	百万円	227	235
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,546,243	2,686,428
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	1,615,200,000	1,635,300,000

## ■ 連結附属明細表

### 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
当行	株式会社日本政策 金融公庫(国際協 力銀行)第9次政 府保証外債	2012年 2月7日	132,754 (1,249,574千米ドル)	—	2.125	一般担保	2019年 2月7日	※2
	株式会社 国際協力銀行 第3～37次 政府保証外債	2013年 7月31日 ～ 2018年 10月31日	4,069,855 (37,713,465千米ドル) (424,461千ポンド)	4,413,497 [388,303] (39,210,115千米ドル) [3,498,548千米ドル] (424,660千ポンド)	1.500 ～ 3.500	一般担保	2018年 7月31日 ～ 2028年 10月31日	
	国際協力銀行 第13、16、19、 22、23回債券	2004年 5月28日 ～ 2006年 3月14日	99,989	79,994 [39,998]	1.670 ～ 2.090	一般担保	2019年 3月20日 ～ 2025年 12月19日	※1
	株式会社 日本政策金融公庫 第3回社債	2009年 10月29日	19,997	19,999 [19,999]	1.430	一般担保	2019年 9月20日	※2
	株式会社 国際協力銀行 第1～3回社債	2015年 1月27日 ～ 2017年 8月10日	70,000	70,000 [10,000]	0.001 ～ 0.120	一般担保	2019年 12月20日 ～ 2022年 6月20日	
合計	—	—	4,392,597	4,583,492	—	—	—	—

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の( )書きは外貨建債券の金額であります。

2. 「当期末残高」欄の[ ]書きは、当期末残高のうち1年以内に償還が予定されている金額であります。

3. 当行は、株式会社日本政策金融公庫設立以前に国際協力銀行が発行した国際協力銀行債券(前記※1)に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社国際協力銀行法に基づき、当行及び独立行政法人国際協力機構が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。

また、当行は、株式会社日本政策金融公庫から株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行)政府保証外債及び株式会社日本政策金融公庫社債(前記※2)に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社国際協力銀行法に基づき、当行及び株式会社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。

4. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	458,465	878,546	499,455	511,707	499,455

### 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	8,370,758	7,574,713	2.13	—
借入金	8,370,758	7,574,713	2.13	2019年5月～2037年11月
その他有利子負債	56,280	44,620	△0.06	—
金融商品等受入担保金	56,280	44,620	△0.06	—

(注) 1. 借入金及びその有利子負債の「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 金融商品等受入担保金は、返済期限を定めておりません。

3. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	521,428	1,600,827	191,800	3,483,224	756,933

### 【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

## (2) その他

該当事項はありません。

## 2. 財務諸表等

### (1) 財務諸表

#### ■ 貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)		前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
現金預け金	1,750,821	1,191,040	借入金	8,370,758	7,574,713
現金	0	0	借入金	8,370,758	7,574,713
預け金	1,750,821	1,191,040	社債	*7 4,392,597	*7 4,583,492
有価証券	*1 338,928	*1 362,975	その他負債	435,385	304,608
株式	255	255	未払費用	54,097	68,151
その他の証券	338,673	362,720	前受収益	54,322	51,281
貸出金	*2,*3,*4,*5,*6 13,513,680	*2,*3,*4,*5,*6 13,576,561	金融派生商品	181,102	140,358
証書貸付	13,513,680	13,576,561	金融商品等受入担保金	56,280	44,620
その他資産	377,370	277,353	その他の負債	89,582	195
前払費用	630	596	賞与引当金	546	566
未収収益	84,663	110,829	役員賞与引当金	9	9
金融派生商品	43,355	42,253	退職給付引当金	6,785	6,988
金融商品等差入担保金	141,180	123,340	役員退職慰労引当金	25	31
その他の資産	107,539	334	支払承諾	2,259,369	2,491,767
有形固定資産	28,355	27,940	負債の部合計	15,465,477	14,962,176
建物	2,841	2,758	(純資産の部)		
土地	24,311	24,311	資本金	1,765,200	1,785,300
建設仮勘定	79	79	利益剰余金	883,615	905,343
その他の有形固定資産	1,122	790	利益準備金	821,601	852,751
無形固定資産	3,464	6,701	その他利益剰余金	62,014	52,591
ソフトウェア	3,464	6,701	繰越利益剰余金	62,014	52,591
支払承諾見返	2,259,369	2,491,767	株主資本合計	2,648,815	2,690,643
貸倒引当金	△ 273,564	△ 293,126	その他有価証券評価差額金	△ 1,209	△ 557
			繰延ヘッジ損益	△ 114,658	△ 11,048
			評価・換算差額等合計	△ 115,868	△ 11,606
資産の部合計	17,998,424	17,641,214	純資産の部合計	2,532,947	2,679,037
			負債及び純資産の部合計	17,998,424	17,641,214

## ■ 損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>経常収益</b>	<b>389,589</b>	<b>476,885</b>
資金運用収益	336,748	450,481
貸出金利息	323,960	435,549
有価証券利息配当金	*1 1,829	*1 1,361
預け金利息	10,946	13,536
その他の受入利息	12	34
役務取引等収益	23,722	22,713
その他の役務収益	23,722	22,713
その他業務収益	128	272
国債等債券売却益	128	54
金融派生商品収益	—	197
その他の業務収益	—	20
その他経常収益	28,989	3,416
償却債権取立益	0	3,208
株式等売却益	—	61
組合出資に係る持分損益	*1 28,832	*1 —
その他の経常収益	157	146
<b>経常費用</b>	<b>327,495</b>	<b>424,013</b>
資金調達費用	249,256	365,878
借入金利息	115,370	156,898
社債利息	90,627	113,064
金利スワップ支払利息	43,192	95,797
その他の支払利息	65	118
役務取引等費用	1,807	2,323
その他の役務費用	1,807	2,323
その他業務費用	5,410	2,695
外国為替売買損	138	1,008
社債発行費償却	2,309	1,081
金融派生商品費用	2,218	—
その他の業務費用	743	604
営業経費	19,429	20,801
その他経常費用	51,592	32,314
貸倒引当金繰入額	51,528	19,561
株式等売却損	57	—
株式等償却	—	11,787
組合出資に係る持分損益	*1 —	*1 964
その他の経常費用	6	—
<b>経常利益</b>	<b>62,094</b>	<b>52,871</b>
<b>特別利益</b>	<b>9</b>	<b>6</b>
固定資産処分益	9	6
<b>特別損失</b>	<b>8</b>	<b>—</b>
固定資産処分損	8	—
<b>当期純利益</b>	<b>62,095</b>	<b>52,877</b>

■ 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,683,000	800,754	41,612	842,366	2,525,366
当期変動額					
新株の発行	82,200				82,200
準備金繰入		20,846	△ 20,846	—	—
国庫納付			△ 20,846	△ 20,846	△ 20,846
当期純利益			62,095	62,095	62,095
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	82,200	20,846	20,401	41,248	123,448
当期末残高	1,765,200	821,601	62,014	883,615	2,648,815

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,468	△ 20,223	△ 17,755	2,507,611
当期変動額				
新株の発行				82,200
準備金繰入				—
国庫納付				△ 20,846
当期純利益				62,095
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 3,677	△ 94,435	△ 98,113	△ 98,113
当期変動額合計	△ 3,677	△ 94,435	△ 98,113	25,335
当期末残高	△ 1,209	△ 114,658	△ 115,868	2,532,947

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,765,200	821,601	62,014	883,615	2,648,815
当期変動額					
新株の発行	20,100				20,100
準備金繰入		31,150	△31,150	—	—
国庫納付			△31,150	△31,150	△31,150
当期純利益			52,877	52,877	52,877
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	20,100	31,150	△9,422	21,727	41,827
当期末残高	1,785,300	852,751	52,591	905,343	2,690,643

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,209	△114,658	△115,868	2,532,947
当期変動額				
新株の発行				20,100
準備金繰入				—
国庫納付				△31,150
当期純利益				52,877
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	651	103,610	104,262	104,262
当期変動額合計	651	103,610	104,262	146,090
当期末残高	△557	△11,048	△11,606	2,679,037

## ■ 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により行っております。

#### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 2年～35年

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行における利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

#### 4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 6. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、その金額はありません（前事業年度末も、その金額はありません）。

##### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

###### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

## (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

## (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

## (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建関連会社出資の為替変動リスクをヘッジするため、その一部につき先物外国為替予約をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、繰延ヘッジを適用しております。

## 8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

## (貸借対照表関係)

## ※ 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
株式等	5,694百万円	18,085百万円
出資金	130,689百万円	127,988百万円

## ※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

## 一般業務勘定

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	188,842百万円	191,105百万円

## 特別業務勘定

特別業務勘定には該当する債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- ※ 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- ※ 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

**一般業務勘定**

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
貸出条件緩和債権額	225,846百万円	188,036百万円

**特別業務勘定**

特別業務勘定には該当する債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- ※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

**一般業務勘定**

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
合計額	414,688百万円	379,142百万円

**特別業務勘定**

特別業務勘定には該当する債権はありません。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※ 6. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
貸付未実行残高	1,665,471百万円	1,539,647百万円

- ※ 7. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を社債の一般担保に供しております。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
社債	4,392,597百万円	4,583,492百万円

8. 偶発債務

当行は、2012年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券について、以下のとおり連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を下記連帯債務の一般担保に供しております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
偶発債務	140,000百万円	140,000百万円

9. 株式会社国際協力銀行法第 31 条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

同法第 26 条の 2 各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回る場合は、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第 26 条の 2 各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回る場合は、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

#### (損益計算書関係)

※ 1. 関係会社との取引による収益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
組合出資に係る持分損益	22,221 百万円	—
有価証券利息配当金	—	225 百万円

関係会社との取引による費用は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
組合出資に係る持分損益	—	293 百万円

#### (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式等

前事業年度 (2018 年 3 月 31 日)

時価のある子会社株式及び関連会社株式等はありません。

当事業年度 (2019 年 3 月 31 日)

時価のある子会社株式及び関連会社株式等はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式及び出資金	10,302	16,025
関連会社株式等及び出資金	126,081	130,047
合計	136,384	146,073

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式等」には含めておりません。

#### (税効果会計関係)

当行は、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 第 2 条第 5 号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

## ■ 附属明細表

### 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	3,887	84	0	3,971	1,213	167	2,758
土地	24,311	—	—	24,311	—	—	24,311
建設仮勘定	79	161	161	79	—	—	79
その他の有形固定資産	2,174	147	231	2,090	1,299	476	790
有形固定資産計	30,453	394	393	30,453	2,512	644	27,940
無形固定資産							
ソフトウェア	8,081	4,525	31	12,575	5,874	1,288	6,701
無形固定資産計	8,081	4,525	31	12,575	5,874	1,288	6,701

### 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	273,564	178,702	—	159,141	293,126
一般貸倒引当金	126,364	114,600	—	126,364	114,600
個別貸倒引当金	114,425	6,737	—	1	121,161
特定海外債権引当勘定	32,775	57,364	—	32,775	57,364
賞与引当金	546	566	546	—	566
役員賞与引当金	9	9	9	—	9
役員退職慰労引当金	25	12	6	0	31
計	274,145	179,291	561	159,141	293,733

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額  
 個別貸倒引当金……………為替の変動等による取崩額  
 特定海外債権引当勘定……………洗替による取崩額  
 役員退職慰労引当金……………支給見込額と実支払額との差額

## (2) 主な資産及び負債の内容

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

## (3) その他

該当事項はありません。

## (参考) 勘定別財務諸表

当行は、株式会社国際協力銀行法（以下「当行法」という。）第26条の2の規定に基づき、同条に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しております。また、当行法第26条の3及び会社法第435条第2項の規定により当行が作成する勘定別の計算書類については、当行法第26条の3及び会社法第436条第2項第1号の規定により、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。以下の勘定別貸借対照表及び勘定別損益計算書は上記の計算書類に基づいて作成したものでありますが、勘定別キャッシュ・フロー計算書については監査法人の監査を受けたものではありません。

### ■ 貸借対照表

【一般業務勘定】

第7期末（2019年3月31日）

（単位：百万円）

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
<b>現金預け金</b>	<b>946,130</b>	<b>借入金</b>	<b>7,574,713</b>
現金	0	借入金	7,574,713
預け金	946,130	<b>社債</b>	<b>4,583,492</b>
<b>有価証券</b>	<b>362,975</b>	<b>その他負債</b>	<b>304,321</b>
株式	255	未払費用	68,147
その他の証券	362,720	前受収益	51,281
<b>貸出金</b>	<b>13,571,215</b>	金融派生商品	140,073
証書貸付	13,571,215	金融商品等受入担保金	44,620
<b>その他資産</b>	<b>276,949</b>	その他の負債	199
前払費用	590	<b>賞与引当金</b>	<b>560</b>
未収収益	110,720	役員賞与引当金	9
金融派生商品	42,253	退職給付引当金	6,975
金融商品等差入担保金	123,040	役員退職慰労引当金	30
その他の資産	345	<b>支払承諾</b>	<b>2,491,767</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>27,940</b>	<b>負債の部合計</b>	<b>14,961,871</b>
建物	2,758	<b>(純資産の部)</b>	
土地	24,311	<b>資本金</b>	<b>1,534,300</b>
建設仮勘定	79	<b>利益剰余金</b>	<b>905,802</b>
その他の有形固定資産	790	利益準備金	852,751
<b>無形固定資産</b>	<b>6,701</b>	その他利益剰余金	53,050
ソフトウェア	6,701	繰越利益剰余金	53,050
<b>支払承諾見返</b>	<b>2,491,767</b>	<b>株主資本合計</b>	<b>2,440,102</b>
<b>貸倒引当金</b>	<b>△ 293,039</b>	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>△ 557</b>
		繰延ヘッジ損益	△ 10,775
		評価・換算差額等合計	△ 11,333
		<b>純資産の部合計</b>	<b>2,428,769</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>17,390,640</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>17,390,640</b>

## 【特別業務勘定】

第7期末(2019年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	244,910	その他負債	300
預け金	244,910	未払費用	4
貸出金	5,345	前受収益	0
証書貸付	5,345	金融派生商品	285
その他資産	419	その他の負債	10
前払費用	6	賞与引当金	6
未収収益	108	役員賞与引当金	0
金融派生商品	0	退職給付引当金	13
金融商品等差入担保金	300	役員退職慰労引当金	0
その他の資産	3	負債の部合計	320
貸倒引当金	△ 87	(純資産の部)	
		資本金	251,000
		利益剰余金	△ 458
		その他利益剰余金	△ 458
		繰越利益剰余金	△ 458
		株主資本合計	250,541
		繰延ヘッジ損益	△ 272
		評価・換算差額等合計	△ 272
		純資産の部合計	250,268
資産の部合計	250,588	負債及び純資産の部合計	250,588

## ■ 損益計算書

### 【一般業務勘定】

第7期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額
<b>経常収益</b>	<b>476,750</b>
資金運用収益	450,327
貸出金利息	435,395
有価証券利息配当金	1,361
預け金利息	13,536
その他の受入利息	34
役務取引等収益	22,713
その他の役務収益	22,713
その他業務収益	272
国債等債権売却益	54
金融派生商品収益	197
その他の業務収益	20
その他経常収益	3,436
償却債権取立益	3,208
株式等売却益	61
その他の経常収益	165
<b>経常費用</b>	<b>423,705</b>
資金調達費用	365,856
借入金利息	156,898
社債利息	113,064
金利スワップ支払利息	95,774
その他の支払利息	118
役務取引等費用	2,303
その他の役務費用	2,303
その他業務費用	2,694
外国為替売買損	1,008
社債発行費償却	1,081
その他の業務費用	604
営業経費	20,601
その他経常費用	32,249
貸倒引当金繰入額	19,497
株式等償却	11,787
組合出資に係る持分損益	964
<b>経常利益</b>	<b>53,044</b>
<b>特別利益</b>	<b>6</b>
固定資産処分益	6
<b>当期純利益</b>	<b>53,050</b>

### 【特別業務勘定】

第7期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額
<b>経常収益</b>	<b>155</b>
資金運用収益	154
貸出金利息	153
預け金利息	0
その他の受入利息	0
その他経常収益	1
その他の経常収益	1
<b>経常費用</b>	<b>328</b>
資金調達費用	22
金利スワップ支払利息	22
その他の支払利息	0
役務取引等費用	20
その他の役務費用	20
その他業務費用	0
外国為替売買損	0
営業経費	221
その他経常費用	64
貸倒引当金繰入額	64
<b>経常損失</b>	<b>172</b>
<b>当期純損失</b>	<b>172</b>

## ■ キャッシュ・フロー計算書

### 【一般業務勘定】

第7期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
当期純利益	53,050
減価償却費	1,932
貸倒引当金の増減（△）	19,497
賞与引当金の増減額（△は減少）	18
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	0
退職給付引当金の増減額（△は減少）	195
役員退職慰勞引当金の増減額（△は減少）	5
資金運用収益	△ 450,327
資金調達費用	365,856
有価証券関係損益（△）	12,636
為替差損益（△は益）	△ 1,227
固定資産処分損益（△は益）	△ 6
貸出金の純増（△）減	△ 58,558
借入金の純増減（△）	△ 796,045
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	64,464
普通社債発行及び償還による増減（△）	188,604
資金運用による収入	423,680
資金調達による支出	△ 349,657
その他	85,778
小計	△ 440,101
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 440,101</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の取得による支出	△ 73,010
有価証券の売却による収入	26,106
有価証券の償還による収入	12,500
有形固定資産の取得による支出	△ 235
有形固定資産の売却による収入	9
無形固定資産の取得による支出	△ 4,525
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 39,156
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
株式の発行による収入	20,100
国庫納付による支払額	△ 31,150
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,050
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>—</b>
<b>現金及び現金同等物の増減額（△は減少）</b>	<b>△ 490,307</b>
<b>現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>979,699</b>
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>489,391</b>

### 【特別業務勘定】

第7期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
当期純損失（△）	△ 172
貸倒引当金の増減（△）	64
賞与引当金の増減額（△は減少）	1
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	0
退職給付引当金の増減額（△は減少）	6
役員退職慰勞引当金の増減額（△は減少）	0
資金運用収益	△ 154
資金調達費用	22
貸出金の純増（△）減	△ 4,322
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	△ 2
資金運用による収入	54
資金調達による支出	△ 22
その他	△ 485
小計	△ 5,010
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 5,010</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
投資活動によるキャッシュ・フロー	—
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>—</b>
<b>現金及び現金同等物の増減額（△は減少）</b>	<b>△ 5,010</b>
<b>現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>249,911</b>
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>244,900</b>

【総括】

(単位：百万円、%)

	第6期末 (2017年度末)		第7期末 (2018年度末)	
	金額	% <sup>(注)</sup>	金額	% <sup>(注)</sup>
負債の部	15,465,477	85.9	14,962,176	84.8
借入金	8,370,758	46.5	7,574,713	42.9
社債	4,392,597	24.4	4,583,492	26.0
支払承諾	2,259,369	12.6	2,491,767	14.1
その他	442,752	2.5	312,203	1.8
純資産の部	2,532,947	14.1	2,679,037	15.2
資本金	1,765,200	9.8	1,785,300	10.1
利益剰余金	883,615	4.9	905,343	5.1
その他有価証券評価差額金	△ 1,209	△ 0.0	△ 557	△ 0.0
繰越ヘッジ損益	△ 114,658	△ 0.6	△ 11,048	△ 0.1
<b>負債および純資産の部合計</b>	<b>17,998,424</b>	<b>100</b>	<b>17,641,214</b>	<b>100</b>

(注) 負債および純資産の部合計に対する比率

(参考) 自己資本比率の状況

当行は、銀行法第 14 条の 2 の適用を受けておりませんが、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成 18 年金融庁告示第 19 号)に基づく自己資本比率を算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

#### 単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

1. 単体総自己資本比率(4/7)	19.38
2. 単体 Tier 1 比率(5/7)	18.58
3. 単体普通株式等 Tier 1 比率(6/7)	18.58
4. 単体における総自己資本の額	27,714
5. 単体における Tier 1 資本の額	26,568
6. 単体における普通株式等 Tier 1 資本の額	26,568
7. リスク・アセットの額	142,968
8. 単体総所要自己資本額	11,437

## 【一般業務勘定】

(単位：百万円、%)

	第6期末 (2017年度末)		第7期末 (2018年度末)	
	金額	% <sup>(注)</sup>	金額	% <sup>(注)</sup>
負債の部	15,465,266	87.1	14,961,871	86.0
借入金	8,370,758	47.2	7,574,713	43.6
社債	4,392,597	24.8	4,583,492	26.4
支払承諾	2,259,369	12.7	2,491,767	14.3
その他	442,541	2.5	311,897	1.8
純資産の部	2,282,059	12.9	2,428,769	14.0
資本金	1,514,200	8.5	1,534,300	8.8
利益剰余金	883,901	5.0	905,802	5.2
その他有価証券評価差額金	△ 1,209	△ 0.0	△ 557	△ 0.0
繰越ヘッジ損益	△ 114,833	△ 0.6	△ 10,775	△ 0.1
<b>負債および純資産の部合計</b>	<b>17,747,325</b>	<b>100</b>	<b>17,390,640</b>	<b>100</b>

(注) 負債および純資産の部合計に対する比率

## 【特別業務勘定】

(単位：百万円、%)

	第6期末 (2017年度末)		第7期末 (2018年度末)	
	金額	% <sup>(注)</sup>	金額	% <sup>(注)</sup>
負債の部	222	0.1	320	0.1
借入金	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
支払承諾	—	—	—	—
その他	222	0.1	320	0.1
純資産の部	250,888	99.9	250,268	99.9
資本金	251,000	100.0	251,000	100.2
利益剰余金	△ 286	△ 0.1	△ 458	△ 0.2
その他有価証券評価差額金	—	—	—	—
繰越ヘッジ損益	174	0.1	△ 272	△ 0.1
<b>負債および純資産の部合計</b>	<b>251,110</b>	<b>100</b>	<b>250,588</b>	<b>100</b>

(注) 負債および純資産の部合計に対する比率

# 3 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

【総括】

(単位：百万円、%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)			第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	15,415,567	336,671	2.18	14,695,413	450,338	3.06
うち貸出金	14,210,257	323,960	2.28	13,584,378	435,549	3.21
預け金	863,557	10,946	1.27	688,325	13,536	1.97
資金調達勘定	13,651,238	249,179	1.83	12,793,375	365,734	2.86
うち借入金	9,457,769	115,370	1.22	8,094,303	156,898	1.94
社債	4,168,081	90,627	2.17	4,655,772	113,064	2.43

【一般業務勘定】

(単位：百万円、%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)			第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	15,415,403	336,669	2.18	14,692,302	450,184	3.06
うち貸出金	14,210,231	323,959	2.28	13,581,324	435,395	3.21
預け金	863,550	10,946	1.27	688,298	13,536	1.97
資金調達勘定	13,651,195	249,178	1.83	12,793,117	365,712	2.86
うち借入金	9,457,769	115,370	1.22	8,094,303	156,898	1.94
社債	4,168,081	90,627	2.17	4,655,772	113,064	2.43

【特別業務勘定】

(単位：百万円、%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)			第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	163	1	0.83	3,111	153	4.95
うち貸出金	25	1	5.57	3,054	153	5.04
預け金	6	0	0.20	26	0	0.20
資金調達勘定	42	0	1.26	257	21	8.50
うち借入金	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—

## 【総括】

(単位：百万円)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
給料・手当	5,559	5,772
退職給付費用	626	767
福利厚生費	769	788
減価償却費	1,452	1,932
土地建物機械賃借料	215	191
営繕費	305	91
消耗品費	282	211
給水光熱費	81	84
旅費	1,477	1,519
通信費	181	277
広告宣伝費	3	3
諸会費・寄付金・交際費	21	46
租税公課	452	541
その他	7,999	8,572
合計	19,429	20,801

## 【一般業務勘定】

(単位：百万円)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
給料・手当	5,511	5,710
退職給付費用	620	758
福利厚生費	762	780
減価償却費	1,452	1,932
土地建物機械賃借料	213	189
営繕費	303	90
消耗品費	279	209
給水光熱費	80	83
旅費	1,465	1,503
通信費	180	274
広告宣伝費	3	3
諸会費・寄付金・交際費	20	45
租税公課	448	536
その他	7,929	8,481
合計	19,272	20,601

## 【特別業務勘定】

(単位：百万円)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
給料・手当	47	61
退職給付費用	6	8
福利厚生費	6	8
土地建物機械賃借料	14	22
営繕費	2	0
消耗品費	2	1
給水光熱費	0	0
旅費	12	16
通信費	1	2
広告宣伝費	0	0
諸会費・寄付金・交際費	0	0
租税公課	3	5
その他	69	90
合計	169	221

# 5 余資運用にかかる預け金・買現先勘定・有価証券残高

【総括】

(単位：百万円)

	第6期末 (2017年度末)	第7期末 (2018年度末)
預け金	90,000	90,000
外貨預け金	423,756	344,838
買現先勘定	—	—
有価証券	—	—

【一般業務勘定】

(単位：百万円)

	第6期末 (2017年度末)	第7期末 (2018年度末)
預け金	90,000	90,000
外貨預け金	423,756	344,838
買現先勘定	—	—
有価証券	—	—

【特別業務勘定】

(単位：百万円)

	第6期末 (2017年度末)	第7期末 (2018年度末)
預け金	—	—
外貨預け金	—	0
買現先勘定	—	—
有価証券	—	—

## ① 金融派生商品取引等に対する基本的取り組み方針

JBIC が行う金融派生商品取引等は、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

## ② 取引内容

JBIC は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っており、2019年3月末時点の取引量は下記の表（金融派生商品等信用リスク相当額）のとおりです。

## ③ 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

（市場性信用リスク）

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産等により、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

（市場リスク）

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替等の変動により増減することによって損失を被るリスクです。

## ④ 前記のリスクに対する JBIC の対応

（市場性信用リスク）

取引相手先ごとの金融派生商品取引等の時価および信用リスク相当額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しています。

（市場リスク）

JBIC は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクは基本的にヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと相殺されています。

## 金融派生商品等信用リスク相当額

2019年3月31日現在（単位：億円）

	契約金額・想定元本金額	信用リスク相当額	時価
金利スワップ	52,565	868	△ 379
通貨スワップ	36,552	3,106	△ 599
先物外国為替予約	1,541	8	△ 1
その他金融派生商品取引	—	—	—
ネットティングによる信用リスク削減効果		△ 2,419	
合計	90,659	1,564	△ 981

（注）信用リスク相当額は、国際統一基準によって算定されたものです。

# 7 総資金利鞘、資金運用利回り、資金調達原価

【総括】

(単位：%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
総資金利鞘	0.19	0.03
資金運用利回り	2.18	3.06
資金調達原価	1.99	3.03

(注) 資金運用利回り=資金運用収入/資金運用勘定平均残高

資金調達原価=(資金調達費用+社債費+経費)/資金調達勘定平均残高

(参考) 資金運用収入=貸出金利息+有価証券利息配当金+買現先利息+預け金利息+金利スワップ受入利息+その他の受入利息

資金運用勘定平均残高=貸出金+有価証券+買現先+預け金(当座預け金等を除く)+金融商品等差入担保金

資金調達費用=借入金利息+社債利息+金利スワップ支払利息+その他の支払利息

資金調達勘定平均残高=借入金+社債+金融商品等受入担保金

【一般業務勘定】

(単位：%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
総資金利鞘	0.20	0.03
資金運用利回り	2.18	3.06
資金調達原価	1.99	3.03

(注) 資金運用利回り=資金運用収入/資金運用勘定平均残高

資金調達原価=(資金調達費用+社債費+経費)/資金調達勘定平均残高

(参考) 資金運用収入=貸出金利息+有価証券利息配当金+買現先利息+預け金利息+金利スワップ受入利息+その他の受入利息

資金運用勘定平均残高=貸出金+有価証券+買現先+預け金(当座預け金等を除く)+金融商品等差入担保金

資金調達費用=借入金利息+社債利息+金利スワップ支払利息+その他の支払利息

資金調達勘定平均残高=借入金+社債+金融商品等受入担保金

【特別業務勘定】

(単位：%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
総資金利鞘	△395.43	△89.37
資金運用利回り	0.83	4.95
資金調達原価	396.26	94.32

(注) 資金運用利回り=資金運用収入/資金運用勘定平均残高

資金調達原価=(資金調達費用+社債費+経費)/資金調達勘定平均残高

(参考) 資金運用収入=貸出金利息+有価証券利息配当金+買現先利息+預け金利息+金利スワップ受入利息+その他の受入利息

資金運用勘定平均残高=貸出金+有価証券+買現先+預け金(当座預け金等を除く)+金融商品等差入担保金

資金調達費用=借入金利息+社債利息+金利スワップ支払利息+その他の支払利息

資金調達勘定平均残高=借入金+社債+金融商品等受入担保金

# 8 従業員1人当たりの貸出金残高

(単位：百万円)

	第6期末 (2017年度末)	第7期末 (2018年度末)
従業員1人当たりの貸出金残高	23,502	22,856

# 貸出金業種別内訳残高

(単位：件、百万円)

業種別	第6期末 (2017年度末)		第7期末 (2018年度末)	
	件数	貸出額	件数	貸出額
製造業	114	413,682	114	755,099
鉱業、採石業、砂利採取業	7	301,241	8	321,951
建設業	—	—	1	240
電気・ガス・熱供給・水道業	5	227,705	4	139,710
運輸業、郵便業	4	10,447	4	10,088
卸売業	23	597,248	21	551,345
小売業	1	318	1	266
金融業、保険業	21	2,848,383	24	2,662,796
不動産業	1	361	1	618
物品賃貸業	3	128,400	3	176,675
学術研究、専門・技術サービス業	1	642	2	433
宿泊業	1	388	1	357
海外円借款、国内店名義現地貸	519	9,052,082	502	9,020,991
合計	700	13,580,902	686	13,640,575
うち中堅・中小企業向け投資金融	480	189,431	497	183,706

## 10 貸出金償却額

## 【一般業務勘定】

(単位：百万円)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
貸出金償却額	—	—

## 【特別業務勘定】

(単位：百万円)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
貸出金償却額	—	—

## 外貨建資産 (出融資) 残高

【総括】

(単位：百万円)

	第6期末 (2017年度末)	第7期末 (2018年度末)
外貨出資金 (USD)	171,073	170,487
外貨出資金 (RUB)	10,047	15,770
外貨株式出資金 (USD)	47,577	49,877
外貨株式出資金 (EUR)	16,185	26,108
外貨株式出資金 (THB)	19	19
外貨株式出資金 (CNY)	1,727	2,011
外貨株式出資金 (INR)	1,875	1,978
外貨株式出資金 (SGD)	13,449	—
外貨株式出資金 (RUB)	—	518
外貨貸付金 (USD)	11,887,060	12,233,708
外貨貸付金 (GBP)	105,646	168,555
外貨貸付金 (EUR)	247,736	214,531
外貨貸付金 (ZAR)	1,490	—
外貨貸付金 (AUD)	242,320	114,460
外貨貸付金 (THB)	21,484	20,132
外貨貸付金 (SDR)	10,085	3,456
外貨貸付金 (CAD)	80,955	53,716
外貨貸付金 (CNY)	1,458	1,828
外貨貸付金 (INR)	1,140	1,569
外貨貸付金 (MXN)	5,300	5,287
外貨貸付金 (IDR)	419	83
外貨貸付金 (RUB)	6,660	9,234

【一般業務勘定】

(単位：百万円)

	第6期末 (2017年度末)	第7期末 (2018年度末)
外貨出資金 (USD)	171,073	170,487
外貨出資金 (RUB)	10,047	15,770
外貨株式出資金 (USD)	47,577	49,877
外貨株式出資金 (EUR)	16,185	26,108
外貨株式出資金 (THB)	19	19
外貨株式出資金 (CNY)	1,727	2,011
外貨株式出資金 (INR)	1,875	1,978
外貨株式出資金 (SGD)	13,449	—
外貨株式出資金 (RUB)	—	518
外貨貸付金 (USD)	11,886,491	12,232,643
外貨貸付金 (GBP)	105,646	168,555
外貨貸付金 (EUR)	247,736	214,531
外貨貸付金 (ZAR)	1,490	—
外貨貸付金 (AUD)	242,320	114,460
外貨貸付金 (THB)	21,484	20,132
外貨貸付金 (SDR)	10,085	3,456
外貨貸付金 (CAD)	80,955	53,716
外貨貸付金 (CNY)	1,458	1,828
外貨貸付金 (INR)	1,140	1,569
外貨貸付金 (MXN)	5,300	5,287
外貨貸付金 (IDR)	419	83
外貨貸付金 (RUB)	6,660	9,234

## 【特別業務勘定】

(単位：百万円)

	第6期末 (2017年度末)	第7期末 (2018年度末)
外貨出資金 (USD)	—	—
外貨出資金 (RUB)	—	—
外貨株式出資金 (USD)	—	—
外貨株式出資金 (EUR)	—	—
外貨株式出資金 (THB)	—	—
外貨株式出資金 (CNY)	—	—
外貨株式出資金 (INR)	—	—
外貨株式出資金 (SGD)	—	—
外貨株式出資金 (RUB)	—	—
外貨貸付金 (USD)	568	1,064
外貨貸付金 (GBP)	—	—
外貨貸付金 (EUR)	—	—
外貨貸付金 (ZAR)	—	—
外貨貸付金 (AUD)	—	—
外貨貸付金 (THB)	—	—
外貨貸付金 (SDR)	—	—
外貨貸付金 (CAD)	—	—
外貨貸付金 (CNY)	—	—
外貨貸付金 (INR)	—	—
外貨貸付金 (MXN)	—	—
外貨貸付金 (IDR)	—	—
外貨貸付金 (RUB)	—	—

資料編

2

財務状況

11

外貨建資産(出融資)残高

## 【総括】

(単位：%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
事務経费率	0.12	0.13

(注) 事務経费率 = 営業経費 / (貸出金平均残高 + 有価証券平均残高 + 支払承諾見返平均残高)

## 【一般業務勘定】

(単位：%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
事務経费率	0.11	0.13

(注) 事務経费率 = 営業経費 / (貸出金平均残高 + 有価証券平均残高 + 支払承諾見返平均残高)

## 【特別業務勘定】

(単位：%)

	第6期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
事務経费率	670.50	7.24

(注) 事務経费率 = 営業経費 / (貸出金平均残高 + 有価証券平均残高 + 支払承諾見返平均残高)

## 貸出金／借入金・社債の残存期間別一覧表

## 2018年度末残存期間別貸付金回収見込み

(単位：億円)

残存期間	回収見込み
1年以内	15,302
2年以内	16,881
3年以内	13,519
4年以内	14,431
5年以内	11,644
6年以内	12,406
7年以内	13,900
8年以内	7,015
9年以内	7,649
10年以内	4,941
11～15年以内	12,202
16～20年以内	2,688
21～25年以内	1,271
26～30年以内	—
31～35年以内	—
36～40年以内	—
40年超	—
合計	133,854

(注) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない191,105百万円は含めておりません。

## 2018年度末残存期間別財政融資資金借入金および外国為替資金借入金返済見込み

(単位：億円)

残存期間	借入金返済見込み
1年以内	5,214
2年以内	16,008
3年以内	1,918
4年以内	34,832
5年以内	7,569
6年以内	1,108
7年以内	1,230
8年以内	3,871
9年以内	1,210
10年以内	1,096
10年超	1,690
合計	75,747

## 2018年度末残存期間別社債償還見込み

(単位：億円)

残存期間	社債償還見込み
1年以内	4,584
2年以内	8,785
3年以内	4,994
4年以内	5,117
5年以内	4,994
6年以内	2,219
7年以内	2,974
8年以内	5,327
9年以内	4,717
10年以内	2,219
10年超	—
合計	45,935

JBICは、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(以下「金融再生法」という。)の適用を受けませんが、2000年度より資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実および信用リスクの内部管理への活用を目的として、資産自己査定を実施しています。

JBICの特徴として、開発途上国政府等向けの公的債権と位置づけられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意(パリクラブ合意)に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援の中で、債務国は国際通貨基金(IMF)との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、JBICが行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権(銀行法)および要管理債権(金融再生法)に分類しています。

なお、資産自己査定の結果については、以下に掲げるリスク管理債権および金融再生法基準による開示債権ならびに貸倒引当金計上額を含めて、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に準拠したEY新日本有限責任監査法人による監査を受けています。

## 1 リスク管理債権

右表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準(銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ)に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

### (1) 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てま

たは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による更生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、または手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。

### (2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金に該当しないものです。

### (3) 3カ月以上延滞債権

元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、「破綻先債権」および「延滞債権」に該当しないものです。

### (4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」および「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。<sup>(注)</sup>

#### 【一般業務勘定】

(単位：百万円)

	2017年度末 (平成29年度末)	2018年度末 (平成30年度末)
破綻先債権	—	—
延滞債権	188,842	191,105
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	225,846	188,036
合計①	414,688	379,142
貸出金残高合計②	13,512,657	13,571,215
①/②(%)	3.07	2.79

#### 【特別業務勘定】

リスク管理債権はありません



# (参考) 国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表

## 1. 国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表 (抜粋・翻訳)

### 国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表の作成方法について

当行グループの国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表（以下「IFRS 連結財務諸表」という。）は、2019年3月末時点で国際会計基準審議会（IASB）が公表している基準及び解釈指針に準拠して英文により作成しております。

なお、IFRS 連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 監査証明について

当行は、2019年3月期のIFRS 連結財務諸表（英文）（比較情報として開示する2018年3月期のIFRSに基づく財務数値を含む。）について、EY 新日本有限責任監査法人による国際監査基準に準拠した監査を受けております。

本資料は、当行グループのIFRS 連結財務諸表（英文）の一部を翻訳し掲載するものです。IFRS 連結財務諸表及びこれに関連する情報（英文）の全文は、当行が米国証券取引委員会に提出した年次報告書（以下「Form 18-K」という。）に参考情報として含まれております。当行グループのIFRS 連結財務諸表及びこれに関連する情報の完全な理解のためには、当行のForm 18-Kをお読み下さい。

## 連結財政状態計算書

(単位：百万円)

	第6期末 (2018年3月31日)	第7期末 (2019年3月31日)
<b>資産</b>		
現金預け金	1,751,287	1,191,463
金融派生商品資産	149,506	145,235
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	9,204	361,964
有価証券	208,385	84,087
貸出金及びその他の債権	13,452,950	13,298,146
持分法で会計処理されている投資	137,078	145,834
有形固定資産	28,401	27,979
その他の資産	255,046	133,145
<b>資産合計</b>	<b>15,991,860</b>	<b>15,387,859</b>
<b>負債</b>		
金融派生商品負債	287,429	243,346
借入金	8,370,758	7,574,713
社債	4,388,754	4,606,882
金融保証契約負債	72,285	75,346
その他の負債	227,980	137,720
<b>負債合計</b>	<b>13,347,209</b>	<b>12,638,008</b>
<b>資本</b>		
資本金	1,765,200	1,785,300
利益剰余金	856,640	947,978
その他の資本の構成要素	22,582	16,335
非支配持分	227	235
<b>資本合計</b>	<b>2,644,651</b>	<b>2,749,850</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>15,991,860</b>	<b>15,387,859</b>

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

	第6期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第7期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
利息収益	344,801	453,200
利息費用	206,624	271,366
純利息収益	138,177	181,834
役務取引等収益	15,018	16,892
役務取引等費用	2,043	2,993
純金融派生商品費用	138,389	19,527
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損失	146	1,794
純投資収益	88	—
償却原価で測定する金融資産の認識の中止に伴う純利得	—	74
その他の収益	3,552	150
利息以外の費用	121,921	7,197
業務収益 <sup>※1</sup>	16,256	174,636
金融資産の減損損失	109,978	15,669
純業務収益(損失) <sup>※2</sup>	(93,722)	158,967
営業費用	19,545	20,938
その他の費用	822	1,440
業務費用	20,367	22,379
持分法による投資利益(損失)	22,480	(887)
税引前利益(損失)	(91,609)	135,700
法人所得税費用	—	4
当期利益(損失)	(91,609)	135,695
当期利益(損失)の帰属		
親会社の所有者	(91,592)	135,688
非支配持分	(17)	7

※1 純利息収益と利息以外の収益(費用)の合計

※2 業務収益から金融資産の減損損失を控除した金額

## 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	第6期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第7期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期利益(損失)	(91,609)	135,695
その他の包括利益(損失)		
純損益に振り替えられないことのない項目		
確定給付型退職給付制度の再測定額		
当期発生額	(184)	(236)
純損益に振り替えられないことのない項目の合計	(184)	(236)
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
売却可能金融資産		
当期発生額	4,759	—
組替調整額	(171)	—
繰延ヘッジ損益		
組替調整額	(2,342)	(3,952)
在外営業活動体の為替換算差額		
当期発生額	(8,052)	6,614
組替調整額	(1,754)	(1,017)
純損益に振り替えられる可能性のある項目の合計	(7,562)	1,645
その他の包括利益(損失)合計	(7,747)	1,409
包括利益(損失)	(99,356)	137,105
包括利益の帰属		
親会社の所有者	(99,339)	137,097
非支配持分	(17)	7

## 連結持分変動計算書

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分							小計
	資本金	利益剰余金	その他の資本の構成要素				その他の資本の構成要素合計	
			確定給付型退職給付制度の再測定額	売却可能金融資産	繰延ヘッジ損益	在外営業活動体の換算差額		
<b>2017年4月1日</b>	1,683,000	969,264	—	3,304	6,368	20,471	30,145	2,682,409
当期損失	—	(91,592)	—	—	—	—	—	(91,592)
その他の包括利益(損失)	—	—	(184)	4,587	(2,342)	(9,807)	(7,747)	(7,747)
当期包括利益(損失)	—	(91,592)	(184)	4,587	(2,342)	(9,807)	(7,747)	(99,339)
株式の発行	82,200	—	—	—	—	—	—	82,200
国庫納付	—	(20,846)	—	—	—	—	—	(20,846)
子会社設立に伴う払込	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	(184)	184	—	—	—	184	—
<b>2018年3月31日</b>	1,765,200	856,640	—	7,892	4,025	10,664	22,582	2,644,423
会計方針変更による影響	—	(12,963)	—	(7,892)	—	—	(7,892)	(20,855)
<b>2018年4月1日</b>	1,765,200	843,677	—	—	4,025	10,664	14,690	2,623,567
当期利益	—	135,688	—	—	—	—	—	135,688
その他の包括利益(損失)	—	—	(236)	—	(3,952)	5,597	1,409	1,409
当期包括利益(損失)	—	135,688	(236)	—	(3,952)	5,597	1,409	137,097
株式の発行	20,100	—	—	—	—	—	—	20,100
国庫納付	—	(31,150)	—	—	—	—	—	(31,150)
その他	—	(236)	236	—	—	—	236	—
<b>2019年3月31日</b>	1,785,300	947,978	—	—	73	16,261	16,335	2,749,614

(単位：百万円)

	非支配持分	資本合計
<b>2017年4月1日</b>	—	2,682,409
当期損失	(17)	(91,609)
その他の包括利益(損失)	—	(7,747)
当期包括利益(損失)	(17)	(99,356)
株式の発行	—	82,200
国庫納付	—	(20,846)
子会社設立に伴う払込	245	245
その他	—	—
<b>2018年3月31日</b>	227	2,644,651
会計方針の変更による影響	—	(20,855)
<b>2018年4月1日</b>	227	2,623,795
当期利益	7	135,695
その他の包括利益(損失)	—	1,409
当期包括利益(損失)	7	137,105
株式の発行	—	20,100
国庫納付	—	(31,150)
その他	—	—
<b>2019年3月31日</b>	235	2,749,850

## 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	第6期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第7期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前利益(損失)	(91,609)	135,700
減価償却費	1,460	1,944
退職給付に係る負債の増(減)額	53	182
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損失	146	1,794
持分法による投資損失(利益)	(22,480)	887
貸出金及びその他の債権の(増)減額	899,770	(81,408)
借入金(増)減額	(1,537,947)	(796,045)
預け金(要求払を除く)の(増)減額	191,404	68,193
金融派生商品資産及び金融派生商品負債の純変動額	(193,728)	(39,812)
金融保証契約負債の増(減)額	(12,627)	1,459
社債の増(減)額	1,089,256	218,127
その他	71,413	40,157
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>395,112</b>	<b>(488,819)</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取得	(9,717)	(29,216)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却	—	6,851
有価証券の取得による支出	(41,155)	(30,600)
有価証券の売却・償還による収入	29,126	22,354
持分法で会計処理されている投資の取得による支出	(18,151)	(12,570)
持分法で会計処理されている投資の回収による収入	9,640	9,111
その他	(3,005)	(4,798)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>(33,263)</b>	<b>(38,867)</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	82,200	20,100
国庫納付の支払額	(20,846)	(31,150)
連結子会社設立に伴う非支配株主からの払込みによる収入	245	—
その他	(6)	—
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>61,591</b>	<b>(11,050)</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>(6,957)</b>	<b>7,106</b>
<b>現金及び現金同等物の正味増(減)額</b>	<b>416,482</b>	<b>(491,630)</b>
<b>現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>1,082,325</b>	<b>1,498,807</b>
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>1,498,807</b>	<b>1,007,176</b>

営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含んでおります。

利息による収入	322,349	416,979
利息による支出	(193,214)	(253,882)

## 2. 基準差調整表

当行グループは、日本基準に準拠した連結財務諸表に加えて、IFRS 連結財務諸表を参考情報として開示しております。日本基準とIFRSでは重要な会計方針が異なることから、以下のとおり当行グループの資産、負債及び資本に対する調整表並びに当期損益の調整表を記載しております。

### 1 資産、負債及び資本に対する調整表

第6期末(2018年3月31日)

(単位：百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の違い	IFRS	IFRS表示科目
<b>資産</b>					<b>資産</b>
現金預け金	1,751,287	—	—	1,751,287	現金預け金
	—	149,706	(200)	149,506	金融派生商品資産
		9,838	(633)	9,204	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産
有価証券	351,605	(135,919)	(7,299)	208,385	有価証券
貸出金	13,513,680	(190,684)	129,954	13,452,950	貸出金及びその他の債権
	—	126,081	10,996	137,078	持分法で会計処理されている投資
有形固定資産	28,401	—	—	28,401	有形固定資産
無形固定資産	3,472	(3,472)	—	—	
その他資産	377,809	(122,763)	—	255,046	その他の資産
支払承諾見返	2,259,369	—	(2,259,369)	—	
貸倒引当金	(273,564)	273,564	—	—	
<b>資産合計</b>	<b>18,012,060</b>	<b>106,350</b>	<b>(2,126,551)</b>	<b>15,991,860</b>	<b>資産合計</b>
<b>負債</b>					<b>負債</b>
	—	287,453	(23)	287,429	金融派生商品負債
借入金	8,370,758	—	—	8,370,758	借入金
社債	4,392,597	—	(3,842)	4,388,754	社債
	—	—	72,285	72,285	金融保証契約負債
退職給付に係る負債	6,785	(6,785)	—	—	
役員退職慰労引当金	25	(25)	—	—	
その他負債	435,498	(173,736)	(33,781)	227,980	その他の負債
賞与引当金	546	(546)	—	—	
役員賞与引当金	9	(9)	—	—	
支払承諾	2,259,369	—	(2,259,369)	—	
<b>負債合計</b>	<b>15,465,589</b>	<b>106,350</b>	<b>(2,224,731)</b>	<b>13,347,209</b>	<b>負債合計</b>
<b>純資産</b>					<b>資本</b>
資本金	1,765,200	—	—	1,765,200	資本金
利益剰余金	883,601	—	(26,961)	856,640	利益剰余金
	—	(102,558)	125,140	22,582	その他の資本の構成要素
その他有価証券評価差額金	(1,209)	1,209	—	—	
繰延ヘッジ損益	(114,658)	114,658	—	—	
為替換算調整勘定	13,309	(13,309)	—	—	
非支配株主持分	227	—	—	227	非支配持分
<b>純資産合計</b>	<b>2,546,471</b>	<b>—</b>	<b>98,179</b>	<b>2,644,651</b>	<b>資本合計</b>
<b>負債及び純資産の合計</b>	<b>18,012,060</b>	<b>106,350</b>	<b>(2,126,551)</b>	<b>15,991,860</b>	<b>負債及び資本の合計</b>

## 第7期末(2019年3月31日)

(単位:百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の差異	IFRS	IFRS表示科目
<b>資産</b>					<b>資産</b>
現金預け金	1,191,463	—	—	1,191,463	現金預け金
	—	145,242	(6)	145,235	金融派生商品資産
	—	358,278	3,686	361,964	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産
有価証券	367,026	(283,239)	300	84,087	有価証券
貸出金	13,576,561	(389,138)	110,723	13,298,146	貸出金及びその他の債権
	—	130,079	15,754	145,834	持分法で会計処理されている投資
有形固定資産	27,979	—	—	27,979	有形固定資産
無形固定資産	6,710	(6,710)	—	—	
その他資産	280,568	(144,650)	(2,772)	133,145	その他の資産
支払承諾見返	2,491,767	—	(2,491,767)	—	
貸倒引当金	(293,126)	293,126	—	—	
<b>資産合計</b>	<b>17,648,951</b>	<b>102,988</b>	<b>(2,364,081)</b>	<b>15,387,859</b>	<b>資産合計</b>
<b>負債</b>					<b>負債</b>
	—	243,347	—	243,346	金融派生商品負債
借入金	7,574,713	—	—	7,574,713	借入金
社債	4,583,492	—	23,389	4,606,882	社債
	—	—	75,346	75,346	金融保証契約負債
退職給付に係る負債	6,988	(6,988)	—	—	
役員退職慰労引当金	31	(31)	—	—	
その他負債	304,718	(132,763)	(34,235)	137,720	その他の負債
賞与引当金	566	(566)	—	—	
役員賞与引当金	9	(9)	—	—	
支払承諾	2,491,767	—	(2,491,767)	—	
<b>負債合計</b>	<b>14,962,287</b>	<b>102,988</b>	<b>(2,427,267)</b>	<b>12,638,008</b>	<b>負債合計</b>
<b>純資産</b>					<b>資本</b>
資本金	1,785,300	—	—	1,785,300	資本金
利益剰余金	905,474	—	42,504	947,978	利益剰余金
	—	(4,345)	20,681	16,335	その他の資本の構成要素
その他有価証券評価差額金	(557)	557	—	—	
繰延ヘッジ損益	(11,048)	11,048	—	—	
為替換算調整勘定	7,260	(7,260)	—	—	
非支配株主持分	235	—	—	235	非支配持分
<b>純資産合計</b>	<b>2,686,664</b>	<b>—</b>	<b>63,186</b>	<b>2,749,850</b>	<b>資本合計</b>
<b>負債及び純資産の合計</b>	<b>17,648,951</b>	<b>102,988</b>	<b>(2,364,081)</b>	<b>15,387,859</b>	<b>負債及び資本の合計</b>

## 2 当期損益の調整表

第6期(2018年3月期)

(単位:百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	IFRS表示科目
資金運用収益	336,768	(17)	8,050	344,801	利息収益
資金調達費用	249,256	(43,192)	559	206,624	利息費用
				138,177	純利息収益
役員取引等収益	23,914	—	(8,896)	15,018	役員取引等収益
役員取引等費用	2,043	—	—	2,043	役員取引等費用
	—	45,410	92,979	138,389	純金融派生商品費用
	—	13	133	146	純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産に係る純損失
	—	71	16	88	純投資収益
	—	7,234	(3,682)	3,552	その他の収益
その他業務収益	128	(128)	—	—	
その他の経常収益 <sup>※1</sup>	156	(156)	—	—	
特別利益	9	(9)	—	—	
				121,921	利息以外の費用
				16,256	業務収益
	—	51,528	58,449	109,978	金融資産の減損損失
償却債権取立益 <sup>※1</sup>	—	—	—	—	
貸倒引当金繰入額 <sup>※2</sup>	51,528	(51,528)	—	—	
				93,722	純業務損失
営業経費	19,660	—	(114)	19,545	営業費用
	—	3,667	(2,844)	822	その他の費用
その他業務費用	5,363	(5,363)	—	—	
その他の経常費用 <sup>※2</sup>	144	(144)	—	—	
特別損失	8	(8)	—	—	
				20,367	業務費用
持分法による投資利益 <sup>※1</sup>	22,207	273	—	22,480	持分法による投資利益
組合出資に係る持分利益 <sup>※1</sup>	6,884	(6,884)	—	—	
				91,609	税引前損失
法人税等	—	—	—	—	法人所得税費用
<b>当期純利益</b>	<b>62,064</b>	<b>—</b>	<b>(153,674)</b>	<b>91,609</b>	<b>当期損失</b>

※1 日本基準の連結損益計算書においては、これらの合計額を「その他経常収益」として計上しております。

※2 日本基準の連結損益計算書においては、これらの合計額を「その他経常費用」として計上しております。

## 第7期(2019年3月期)

(単位:百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の違い	IFRS	IFRS表示科目
資金運用収益	450,798	(7,073)	9,475	453,200	利息収益
資金調達費用	365,878	(95,797)	1,285	271,366	利息費用
				181,834	純利息収益
役員取引等収益	23,030	(163)	(5,974)	16,892	役員取引等収益
役員取引等費用	2,993	—	—	2,993	役員取引等費用
	—	95,599	(76,072)	19,527	純金融派生商品費用
	—	3,380	(1,586)	1,794	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損失
	—	20	54	74	償却原価で測定する金融資産の認識の中止に伴う純利得
	—	(518)	668	150	その他の収益
その他業務収益	272	(272)	—	—	
その他の経常収益 <sup>*1</sup>	1,337	(1,337)	—	—	
特別利益	6	(6)	—	—	
				7,197	利息以外の費用
				174,636	業務収益
	—	16,353	(684)	15,669	金融資産の減損損失
償却債権取立益 <sup>*1</sup>	3,208	(3,208)	—	—	
貸倒引当金繰入額 <sup>*2</sup>	19,561	(19,561)	—	—	
				158,967	純業務収益
営業経費	21,200	—	(261)	20,938	営業費用
	—	2,638	(1,197)	1,440	その他の費用
その他業務費用	2,638	(2,638)	—	—	
その他の経常費用 <sup>*2</sup>	11,788	(11,788)	—	—	
				22,379	業務費用
持分法による投資損失 <sup>*2</sup>	2,026	(1,138)	—	887	持分法による投資損失
組合出資に係る持分利益 <sup>*1</sup>	467	(467)	—	—	
				135,700	税引前利益
法人税等	4	—	—	4	法人所得税費用
<b>当期純利益</b>	<b>53,030</b>	<b>—</b>	<b>82,665</b>	<b>135,695</b>	<b>当期利益</b>

\*1 日本基準の連結損益計算書においては、これらの合計額を「その他経常収益」として計上しております。

\*2 日本基準の連結損益計算書においては、これらの合計額を「その他経常費用」として計上しております。

## 資産、負債及び資本の調整表並びに当期利益の調整表に関する注記

### A. 金融派生商品資産及び金融派生商品負債

#### (1) ヘッジ会計

当行グループは、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を実施しております。デリバティブの時価変動により、多額の評価損益が生じることがありますが、ヘッジ目的のデリバティブであり、原則として途中解約により評価損益を実現することはありません。よって、日本基準では、デリバティブの評価損益が当期純利益に影響しないように、デリバティブ取引に対してヘッジ会計を適用しております。

IFRS では、リスク管理活動の影響を連結財務諸表に反映し、デリバティブ評価損益が当期損益に与える著しい影響を緩和するために、2019年3月期よりIFRS第9号に基づくヘッジ会計を適用しております。しかしながら、IFRSのヘッジ会計は、2018年4月1日以降の取引に適用されており、ヘッジ対象の数が限られているため、ヘッジ会計の効果は限定的であり、2019年3月期のデリバティブ評価関連利益合計1,070億円のうち、291億円について当期利益に与える影響を軽減しております。IFRSにおけるヘッジ会計の詳細は、連結財務諸表の注記3.Gに記載しております。

2012年4月1日より2018年3月31日まで、当行グループは、国際会計基準（IAS）第39号「金融商品：認識及び測定」におけるヘッジ会計を適用しておりませんでした。2012年のIFRS移行日において、IAS第39号及びIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」に従って日本基準のヘッジ会計を中止し、移行後は、ヘッジ対象の帳簿価額の調整額を実効金利法により償却しております。

#### (2) 金融派生商品資産及び金融派生商品負債の相殺表示

日本基準では、金融派生商品資産及び金融派生商品負債について、相殺要件を満たす取引の金額を取引相手ごとに相殺し、「その他資産」又は「その他負債」に含めて表示しています。IFRSでは、これらの資産及び負債のうちIFRSの相殺の要件を満たさないものについて、「金融派生商品資産」又は「金融派生商品負債」として総額で表示しております。

#### (3) 信用リスク調整

IFRSでは、金融派生商品資産及び金融派生商品負債の公正価値の測定にあたり、観察可能な市場データから算定したカウンターパーティーの信用リスク又は当行グループの信用リスクを考慮しております。

### B. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

IFRSでは、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息のみでない場合、当該金融資産を純損益を通じて公正価値で測定しております。契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息のみであり、契約上のキャッシュ・フローの回収のみを目的として保有する場合は、当該金融資産を償却原価で測定しております。一方、日本基準では、金融資産の法的形態及び保有目的に従って測定方法が定められております。

当行グループが保有し、持分法で会計処理されている投資を除く株式、組合出資及び一部の貸出金については、その契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息のみでないため、IFRSでは公正価値で測定し、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として表示しております。一方、日本基準では法的形態及び保有目的に従って取得原価又は公正価値で測定し、「有価証券」又は「貸出金」として表示しております。株式については発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、評価額の減額を行い、評価差額は当期の減損損失として処理しております。

また、IFRSでは、当該資産より生じるすべての損益を「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純収益（損失）」に含めて表示しております。一方、日本基準では、受取利息及び受取配当金を「資金運用収益」、受取手数料を「役務取引等収益」、当該資産の公正価値の変動及び売却により生じる実現損益を、収益の場合は「その他の経常収益」として、費用の場合は「その他の経常費用」として表示しております。

## C. 有価証券

関連会社及び共同支配企業に対する投資は、日本基準では「有価証券」、IFRS では「持分法で会計処理されている投資」として表示しております。なお、測定方法の違いについては「E. 持分法で会計処理されている投資」をご参照下さい。

関連会社及び共同支配企業に対する投資以外の株式及び組合出資は、日本基準では「有価証券」、IFRS では「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として表示しております。なお、測定方法の違いについては「B. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」をご参照ください。

債券は、日本基準及びIFRSにおいて「有価証券」として表示しております。測定方法については、日本基準では時価により評価し、評価差額を「その他有価証券評価差額金」として認識しております。一方、IFRSでは償却原価により測定しております。

IFRSでは、償却原価により測定する有価証券に対して予想信用損失モデルに基づく減損損失を認識しております。減損損失は金融資産の当初認識後の信用リスクの変化の程度に応じて、報告日から12か月又は報告日後の全期間に発生すると見込まれる予想信用損失を見積り計上しております。測定された減損損失は有価証券から貸倒引当金を通じて控除しております。

## D. 貸出金及びその他の債権

IFRSの「貸出金及びその他の債権」は、日本基準の「その他資産」に含む未収貸出金利息及び「G. 金融保証契約負債」に記載する金融保証契約資産を含みますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は含みません。

貸出金及びその他の債権は、当初認識時に、直接帰属する取引費用を加えた公正価値で測定し、当初認識後は実効金利法を用いた償却原価で測定しております。貸出金の組成手数料は、関連する貸出金の組成と不可分であるとみなされる場合、実効金利法の一部として償却されます。「A. (1) ヘッジ会計」に記載のとおり、移行日にヘッジ会計を中止した貸出金については、IFRS第1号に従い帳簿価額を調整し、償却計算を行っております。

日本基準では、個別貸倒引当金に加えて一般貸倒引当金を計上しております。一方、IFRSでは予想信用損失モデルに基づく減損損失を見積り計上し、測定された減損損失は貸出金及びその他の債権から貸倒引当金を通じて控除しております。予想信用損失の計上方法については、「C. 有価証券」をご参照ください。

## E. 持分法で会計処理されている投資

関連会社及び共同支配企業に対する投資は、主に組合出資です。日本基準では、一部の組合出資に対して持分法を適用しております。一方、IFRSでは、子会社である投資会社が保有する投資を除き、関連会社及び共同支配企業に対する投資と判断されたすべての組合出資に対して持分法を適用しております。そのため、日本基準で持分法を適用していない組合損益のうち、IFRSにおいて持分法を適用した組合出資に係る損益については、「持分法による投資利益」として表示しております。

持分法適用の結果生じる在外営業活動体の為替換算差額は、IFRSでは「その他の資本の構成要素」として認識し、日本基準では「為替換算調整勘定」として表示しております。

## F. 社債

日本基準では社債発行費を支出時に全額費用処理しております。IFRSでは、社債は当初認識時に、引受手数料及び発行時割引額等の社債発行に直接帰属する取引費用を控除した公正価値により測定し、当初認識後は、実効金利法による償却原価により測定しております。「A. (1) ヘッジ会計」に記載のとおり、移行日にヘッジ会計を中止した社債については、IFRS第1号に従い帳簿価額を調整し、償却計算を行っております。また、IFRS第9号に従いヘッジ会計を適用している社債については、ヘッジされたリスクに起因する公正価値の変動を帳簿価額に調整しております。

## G. 金融保証契約負債

金融保証契約は、日本基準では、保証債務残高を「支払承諾見返」及び「支払承諾」として資産及び負債に同額で計上しております。一方、IFRS では、当初認識時に「金融保証契約負債」を金融保証契約資産と共に公正価値により測定しております。また、当初認識後においては、2019年3月期は、IFRS第9号に従って算出された損失引当金の金額と、当初認識額から、該当があれば、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従って認識された累積償却額を控除した金額のいずれか高い金額により測定されます。2018年3月期は、当初認識額からIAS第18号「収益」に従って認識された累積償却額を控除したものと及びIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って決定された金額のいずれか高い金額により測定されます。

## H. 退職給付に係る負債

日本基準では、確定給付制度より発生した数理計算上の差異を、発生年度に一括費用処理（純損益として認識）しております。一方、IFRS では、確定給付制度の再測定額を発生年度に「その他の資本の構成要素」として認識し、直ちに利益剰余金に振替えております。また、退職給付債務についてIFRSの規定に基づいた再測定を行っており、退職給付債務の期間配分方法等により生じた差異について、「営業費用」として認識しております。なお、退職給付に係る負債は、「その他の負債」に含めて表示しております。

## I. 連結決算日と子会社の決算日との差異

日本基準では、子会社の決算日と連結決算日との差異が3カ月を越えない場合、重要な連結会社間の取引のみを子会社の財務諸表に反映することが求められております。したがって、当行グループは日本基準における連結決算上、重要な連結会社間の取引のみについて調整を行っております。一方、IFRSでは実務上不可能な場合を除き、連結子会社の財務諸表は親会社の決算日で作成することが求められております。そのため、当行グループは決算日が連結決算日と異なる子会社について、連結決算日と子会社の決算日が一致する財務諸表を作成しております。



## 資料編 3 コーポレート・データ

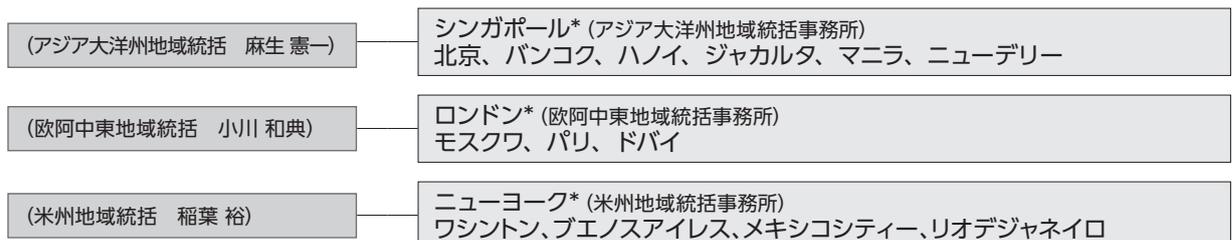
1 組織図	180
2 海外駐在員事務所一覧	181
3 沿革	182
4 株式会社国際協力銀行法等	183
株式会社国際協力銀行法	183
株式会社国際協力銀行法施行令	190
株式会社国際協力銀行法施行規則	194
5 内部統制基本方針	197
6 セキュリティポリシー	199
7 顧客保護等管理方針	200
8 利益相反管理方針の概要	200
9 プライバシーポリシー	201
10 特定個人情報等の安全管理に関する基本方針	202

JBICでは、ミッション・分野別の4営業部門（資源ファイナンス部門、インフラ・環境ファイナンス部門、産業ファイナンス部門およびエクイティファイナンス部門）とともに、企画部門、審査・リスク管理部門と財務・システム部門を設置しています。これにより、各分野・セクターにおけるノウハウや専門性を集約化することで案件形成能力を

高めるとともに、日本の政策に直結するJBICのミッションを機動的、戦略的に遂行することを企図しています。また、海外駐在員事務所の体制についても、シンガポール、ロンドンおよびニューヨークをアジア大洋州、欧阿中東および米州のそれぞれの地域統括事務所と位置づけ、管轄地域における案件形成を支援しています。



### 海外駐在員事務所



\*シンガポール、ロンドンおよびニューヨーク事務所は、アジア大洋州、欧阿中東および米州のそれぞれの地域統括事務所として、管轄地域における案件形成を支援しています。



★地域統括事務所

★ シンガポール駐在員事務所  
(アジア大洋州地域統括)

9 Raffles Place, #51-02 Republic Plaza, Singapore 048619  
Tel. 65-6557-2806  
Fax. 65-6557-2807

● 北京駐在員事務所

2102, Tower C Office Building, YINTAI Center, No. 2 Jianguomenwai Avenue, Chaoyang District, Beijing 100022, P.R.C  
Tel. 86-10-6505-8989  
Fax. 86-10-6505-3829

● バンコク駐在員事務所

14th Floor, Nantawan Bldg., 161 Rajdamri Road, Bangkok, 10330, Thailand  
Tel. 66-2-252-5050  
Fax. 66-2-252-5514

● ハノイ駐在員事務所

Unit 6.02, 6th Floor, CornerStone Building, 16 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam  
Tel. 84-24-3824-8934~6  
Fax. 84-24-3824-8937

● ジャカルタ駐在員事務所

Summitmas II 5th Floor, Jl. Jenderal Sudirman, Kav. 61-62, Jakarta Selatan, Indonesia  
Tel. 62-21-5220693  
Fax. 62-21-5200975

● マニラ駐在員事務所

11/F, Tower 1, The Enterprise Center, 6766 Ayala Avenue corner Paseo de Roxas, Makati City, Philippines  
Tel. 63-2-856-7711~14  
Fax. 63-2-856-7715, 7716

● ニューデリー駐在員事務所

306, 3rd Floor, World Mark2, Asset No. 8, Hospitality District, Aerocity, New Delhi-110037, India  
Tel. 91-11-4352-2900  
Fax. 91-11-4352-2950

★ ロンドン駐在員事務所  
(欧阿中東地域統括)

7th Floor, 80 Cheapside, London, EC2V 6EE, U.K.  
Tel. 44-20-7489-4350  
Fax. 44-20-7489-4351

● モスクワ駐在員事務所

123610 Moscow, Krasnopresnenskaya Nab.12, World Trade Center, Office No.905, Russian Federation  
Tel. 7-495-258-1832,1835,1836  
Fax. 7-495-258-1858

● パリ駐在員事務所

21, Boulevard de la Madeleine, 75038 Paris Cedex 01, France  
Tel. 33-1-4703-6190  
Fax. 33-1-4703-3236

● ドバイ駐在員事務所

9th floor, West, The Gate Dubai International Financial Centre, P.O. Box 121300, Dubai, U.A.E.  
Tel. 971-4-363-7091  
Fax. 971-4-363-7090

★ ニューヨーク駐在員事務所  
(米州地域統括)

712 Fifth Avenue, 26th Floor, New York, NY 10019, U.S.A.  
Tel. 1-212-888-9500  
Fax. 1-212-888-9503

● ワシントン駐在員事務所

1627 Eye Street, N.W., Suite 500, Washington, D.C., 20006, U.S.A.  
Tel. 1-202-785-1785  
Fax. 1-202-785-1787

● ブエノスアイレス駐在員事務所

Av. del Libertador No. 498, Piso19, 1001 Capital Federal, Buenos Aires, Argentina  
Tel. 54-11-4394-1379,1803  
Fax. 54-11-4394-1763

● メキシコシティ駐在員事務所

Paseo de la Reforma 222-900B, Col. Juárez, Del. Cuauhtémoc, México D.F., C.P. 06600, México  
Tel. 52-55-5525-6790  
Fax. 52-55-5525-3473

● リオデジャネイロ駐在員事務所

Praia de Botafogo, 228, Sala 801B, Setor A, Botafogo, Rio de Janeiro, RJ, CEP 22250-906, Brazil  
Tel. 55-21-2554-2305  
Fax. 55-21-2554-8798

## 日本輸出入銀行にかかる事項

1950年 12月 「日本輸出銀行法」公布・施行、日本輸出銀行設立

1952年 4月 日本輸出銀行から日本輸出入銀行へ名称を変更

## 国際協力銀行にかかる事項

1999年 4月 「国際協力銀行法」公布・施行

9月 「国際協力銀行法施行令」公布・施行

10月 国際協力銀行設立  
(日本輸出入銀行と海外経済協力基金のすべての事業を承継)

## 株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行)にかかる事項

2006年 6月 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布・施行

2007年 5月 「株式会社日本政策金融公庫法」公布・施行

2008年 4月 「株式会社日本政策金融公庫法施行令」公布・施行

10月 株式会社日本政策金融公庫設立

2010年 3月 「株式会社日本政策金融公庫法」の改正  
(国際協力銀行業務範囲に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務を追加)

4月 駐留軍再編促進金融勘定を設置

## 株式会社国際協力銀行にかかる事項

2011年 5月 「株式会社国際協力銀行法」公布・一部施行

7月 「株式会社国際協力銀行法施行令」および「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令」の公布・施行  
(先進国向け輸出金融の規定等、業務範囲を拡充)

2012年 4月 株式会社国際協力銀行設立

11月 駐留軍再編促進金融勘定の廃止

2016年 5月 「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」公布・一部施行  
「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」公布・施行

2016年 10月 特別業務の開始

## 株式会社国際協力銀行法

(平成二十三年五月二日法律第三十九号、最終改正：平成二十九年五月二十四日号外法律第三十七号) (抜粋)

## (目的)

第一条 株式会社国際協力銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする株式会社とする。

## (株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有してなければならない。

## (政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

- 2 会社は、前項の規定による政府の出資があったときは、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)」とする。
- 3 会社は、第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

## (名称の使用制限等)

第五条 会社でない者は、その名称中に国際協力銀行という文字を用いてはならない。

- 2 銀行法第六条第二項の規定は、会社には適用しない。

## (役員等の選任及び解任等の決議)

第六条 会社の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

## (業務の範囲)

第十一条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 設備の輸出等のために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係

る債務の保証等を行い、外国金融機関等若しくは外国政府等が当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

- 二 重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
- 三 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
- 四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金(資金需要の期間が一年を超えるものをいう。)若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
- 五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等(国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。)が当該外国の経済の発展を支援するための資金(以下「経済支援資金」という。)の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金(資金需要の期間が一年以下のものをいう。以下同じ。)の貸付けを行うこと。
- 六 海外で事業を行う者(専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。)に対して当該事業に必要な資金を出資すること。
- 七 前各号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。

八 会社の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

九 前各号に掲げる業務(第七号に掲げる業務を除く。)に附帯する業務を行うこと。

第十二条 前条第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

- 一 当該地域を仕向地とする輸出を行う外国政府等によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の場合より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子(利子と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。)の補給がされる場合において、国際的取決めに従って必要な対抗措置を講ずるとき。
- 二 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合

2 前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する資金に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

- 一 銀行等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な設備の輸出等に係る資金の貸付けを外国の法人等に対して行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。
- 二 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。

3 前条第二号に掲げる業務のうち、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うもの以外のものは、債務の保証等であって次に掲げる資金に係るものに限り、行うことができる。

- 一 我が国で生産される製品では十分な代替が困難であって、我が国への輸入が不可欠である航空機その他の製品として財務大臣が定めるものの輸入に必要な資金
- 二 我が国の技術では十分な代替が困難であって、我が国への受入れが不可欠である技術として財務大臣が定めるものの受入れに必要な資金

4 前条第三号に掲げる業務のうち、短期資金に係るものは、我が国の法人等又は出資外国法人等が行う事業の遂行のために同号に規定する資金(短期資金を除く。)の貸付けを行うことを会社が約している場合において、当該事業の遂行のために特に必要があると認められる資金の貸付けに限り、行うことができる。

5 前条第三号に掲げる業務のうち、我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金の貸付けは、次項第二号に掲げる場合を除き、当該法人等に対して直接貸付けを行う場合に限り、行うことができる。

6 前条第三号に掲げる業務(我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除

く。)のうち、我が国の法人等に対する貸付けであって、中小企業者等(中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。)以外のものに対するものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 我が国の法人等が外国の法人への出資又は外国の法人の事業の全部若しくは一部の譲受け(以下この号において「出資等」という。)により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、当該出資等のために必要な資金の貸付けを行うとき(我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要であると認められる場合として政令で定める場合に限る。)

二 銀行等が次に掲げる資金の貸付けを行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。

イ 中小企業者等又は中小企業者等の出資に係る出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け

ロ 我が国の法人等に対する前号に規定する資金の貸付け(同号に規定する政令で定める場合に限る。)

ハ 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け(海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。)

三 我が国の法人等が海外において我が国で生産された設備を賃貸する事業を行う場合において、当該法人等に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行うとき(我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限る。)

四 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の海外における事業の遂行が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。

7 前条第三号に掲げる業務(我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。)のうち、開発途上地域以外の地域における事業に係るものは、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限り、行うことができる。

8 前条第五号の規定による外国の政府、政府機関又は銀行に対する貸付けは、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であって、次に掲げるときに限り、財務大臣の認可を受けて行うことができる。

一 国際通貨基金等(会社を除く。)による経済支援資金の全部又は一部が当該貸付けに係る資金の償還に充てられることにより、当該償還が確保されることとなっている場合

二 当該貸付けについて確実な担保を徴する場合

9 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国

の法人等以外の者の債務に係る債務の保証等(公社債等に係るものを除く。)は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

- 一 銀行等、外国金融機関等又は外国政府等が前条第一号から第四号までに規定する資金の貸付けを行う場合において当該貸付けに係る債務の保証等を行うとき(当該貸付けに係る貸付債権が財務大臣が定める者に譲渡された場合を含む。)
  - 二 前条第一号及び第三号に規定する債務の保証等に係る債務の保証等を行う場合
  - 三 前条第三号に規定する資金に係る債務の保証等のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が海外において行う事業に係る金銭債権を銀行等又は外国金融機関等に譲渡し、その譲渡代金を当該事業に充てる場合において、当該金銭債権に係る債務の保証等を行うとき。
  - 四 銀行等又は外国金融機関等が前条第三号に規定する資金の貸付けを外国通貨をもって行う場合において、当該銀行等又は外国金融機関等が行う当該資金に係るスワップ取引(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十二項第五号に掲げる取引をいう。)に係る債務の保証等を行うとき。
- 10 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等(公社債等に係るものに限り。)及び公社債等の取得は、次に掲げる場合(同条第一号から第三号までに掲げる業務にあつては、第二号から第七号までに掲げる場合)に限り、行うことができる。
- 一 外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等(償還期限が一年を超えるものに限り。次号及び第三号において同じ。)の一部を取得する場合
  - 二 公社債等を取得し、当該公社債等を財務大臣が定める期間内に特定目的会社等に譲渡する場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合
  - 三 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権又は公社債等を担保として発行する公社債等を取得する場合
  - 四 出資外国法人等、外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等に係る債務の保証等を行う場合
  - 五 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権、公社債等又は前項第三号に規定する金銭債権を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権、公社債等若しくは金銭債権又は特定目的会社等若しくは信託会社等が発行する公社債等に係る債務の保証等(銀行等が発行する公社債等に係る債務の保証等を除く。)を行うとき。
  - 六 特定目的会社等が貸付債権又は公社債等を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権又は公社債等を特定目的会社等が譲り受け、又は取得するために行う資金の借入れに係る債

務の保証等を行うとき。

- 七 法人等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権(いずれも償還期限が一年を超えるものに限り。)
- 11 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち次に掲げるものは、その貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資である場合に限るものとする。ただし、第一号に掲げる業務にあつては銀行等が会社とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、会社による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合又は第二項第一号若しくは第六項第二号に掲げる場合に該当する場合、第二号に掲げる業務にあつては償還期限が一年を超える出資外国法人等に対する貸付債権を財務大臣が定める期間内に、特定目的会社等に譲渡することを目的として譲り受ける場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡することを目的として譲り受ける場合は、この限りでない。
- 一 前条第一号から第三号までの規定による資金の貸付けで我が国の法人等に対するもの
  - 二 前条第一号から第四号までの規定による貸付債権の譲受け
- 12 前条第七号に掲げる業務は、同条第一号から第六号までに掲げる業務の円滑かつ効果的な実施を図るため必要最小限の場合に限り、行うことができる。

#### (業務の方法)

第十三条 第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

- 一 当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合
  - 二 当該貸付け(第十一条第二号及び第五号の規定による資金の貸付けを除く。)、当該譲受け(同条第二号の規定による貸付債権の譲受けを除く。)、当該取得(同号の規定による公社債等の取得を除く。)、当該債務の保証等(同号の規定による債務の保証等を除く。)又は当該出資(いずれも海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限り。)
- に係る貸付金(貸付金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第十六条第二項において同じ。)の利率(利率と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。)、貸付債権の利回りその他の条件が、当該貸付けに係る貸付金、当該譲受けに係る貸付債権その他の資産が回収不能となる危険性等を勘案した適正なものであると認められる場合(前号

- に掲げる場合を除く。)
- 2 第十一条第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

#### (特別業務指針)

第十三条の二 財務大臣は、会社が次に掲げる業務(以下「特別業務」という。)を行うに当たって従うべき指針(次項及び次条第一項において「特別業務指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

- 一 前条第一項第二号に掲げる場合に行う第十一条第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる業務
  - 二 前号に掲げる業務に係る第十一条第七号に掲げる業務
  - 三 前二号に掲げる業務に係る第十一条第八号に掲げる業務
  - 四 前三号に掲げる業務(第二号に掲げる業務を除く。)に係る第十一条第九号に掲げる業務
- 2 特別業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 特別業務に係る資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資を行うに当たって従うべき基準
    - 二 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項
    - 三 特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項
    - 四 特別業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項
    - 五 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項
    - 六 その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項

#### (特別業務基本方針)

第十三条の三 会社は、財務省令で定める特別業務の実施に関する事項について、特別業務指針に即して、特別業務に関する基本方針(次項において「特別業務基本方針」という。)を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特別業務基本方針が会社による特別業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

#### (事業年度)

第十五条 会社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

#### (予算)

第十六条 会社は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、

これを財務大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の収入は、貸付金の利息(利息と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。)、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、借入金(借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第三十三条第一項及び第三項において同じ。)の利子、社債の利子及び附属諸費とする。
- 3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。
- 4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。
- 5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

#### (財務諸表の提出)

第二十六条 会社は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

- 2 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。))及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。))を含む。)を財務大臣に提出しなければならない。

#### (区分経理)

第二十六条の二 会社は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 特別業務以外の業務(第三十三条において「一般業務」という。)
- 二 特別業務

#### (区分経理に係る会社法の準用等)

第二十六条の三 会社法第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十六条中「株式会社の」とあるのは「株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額」とあるのは「であって当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であって当該剰余金の属する勘定に計上されるもの」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属す

る資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 会社法第四百四十八条、第四百四十九条並びに第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、第三十一条第一項の規定による準備金の積立及び同条第二項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 会社が前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの会社の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、会社が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの会社の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

#### (決算報告書の作成及び提出)

- 第二十七条 会社は、第二十六条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添付して、遅滞なく財務大臣に提出しなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添付して、内閣に送付しなければならない。
  - 3 会社は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、決算報告書及び監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を記載した書面を、本店及び支店に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければ

ならない。

- 4 決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

#### (決算報告書の会計検査院への送付)

第二十八条 内閣は、前条第二項の規定により会社の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の貸借対照表等を添付して、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

#### (決算報告書の国会への提出)

第二十九条 内閣は、会計検査院の検査を経た会社の決算報告書に第二十七条第一項の貸借対照表等を添付して、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

#### (国庫納付金)

第三十一条 会社は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

- 2 会社は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。
- 3 第一項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 第一項の準備金は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。
- 5 会社は、第一項及び第二項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

#### (政府の貸付け)

第三十二条 政府は、会社に対して資金の貸付けをすることができる。

#### (借入金及び社債)

第三十三条 会社はその業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れ(借入れと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。以下この条、第三十五条第一項及び第四十六条第五号において同じ。)は、銀行その他の金融機関から行う短期借入金(短期借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第六項において同じ。)若しくは外国通貨長期借入金(外国通貨による借入金であって、弁済期限が一年を超えるものをいう。以下この条及び第三十五条第一項において同じ。)の借入れ又は前条の規定による政府の資金の貸付けに係る借入

- れに限るものとする。
- 2 前項に規定する短期借入金(外国通貨によるものを除く。)については、借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、財務大臣の認可を受けて、これについて借換え(借換えと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第七項において同じ。)を行うことができる。
  - 3 前項ただし書の規定により借換えを行った借入金は、一年以内に償還しなければならない。
  - 4 会社は、毎事業年度、政令で定めるところにより、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
  - 5 会社は、前項に規定する社債を発行し、又は外国通貨長期借入金の借入れをしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。ただし、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合は、この限りでない。
  - 6 第一項に規定する借入れのうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために借入れを行う短期借入金、外国通貨長期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並びに第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、会社の一般業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額(以下この条において「一般業務に係る基準額」という。)の十倍に相当する額(以下この条において「一般業務に係る限度額」という。)を超えることとなってはならない。
  - 7 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債について、その発行済みのものの借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、一般業務に係る限度額を超えて社債を発行することができる。
  - 8 一般業務のうち、第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、一般業務に係る基準額及び一般業務に係る限度額の合計額を超えることとなってはならない。
  - 9 前三項の規定は、特別業務について準用する。この場合において、第六項及び前項中「一般業務に係る基準額」とあるのは「特別業務に係る基準額」と、前三項中「一般業務に係る限度額」とあるのは「特別業務に係る限度額」と、前項中「から第六号まで」とあるのは「、第三号、第四号及び第六号」と読み替えるものとする。
  - 10 会社がこの条の規定により資金の借入れ又は社債の発行

をして調達した資金は、第二十六条の二に定める經理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

#### (一般担保)

- 第三十四条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

#### (政府保証)

- 第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、会社の社債に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号。次項及び附則第十六条第一項において「外資受入法」という。))第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)又は外国通貨長期借入金の借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。
- 2 前項の予算をもって定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する社債に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもって定める金額と区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。
  - 3 政府は、第一項の規定によるほか、会社が社債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

#### (余裕金の運用)

- 第三十六条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他財務大臣の指定する有価証券の取得
  - 二 財政融資資金への預託
  - 三 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金
  - 四 譲渡性預金証書の保有
  - 五 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託
  - 六 コール資金の貸付け
  - 七 前各号に掲げる方法に準ずるものとして財務省令で定める方法

#### (監督)

- 第三十八条 会社は、財務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。
- 2 財務大臣は、会社の運営又は管理については、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認める

ときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

#### (報告及び検査)

第三十九条 財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社若しくは受託法人に対して報告をさせ、又はその職員に、会社若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### (権限の委任)

第四十条 財務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。
- 4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 5 この法律に規定する財務大臣の権限(第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。)は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

#### (定款)

第四十一条 会社の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手續及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
  - 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
  - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮すること。
- 3 会社の定款の変更の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

#### (合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第四十二条 会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、

事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

#### (金融商品取引法の適用除外等)

第四十三条 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第二十九条の規定は、適用しない。

- 2 前項に規定する場合(次項に規定する場合を除く。)においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款及び第二節(第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七及び第三十八条第七号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。
- 3 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第六十三条第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同条第二項の規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款、第三十六条第一項、第三十七条(第一項第二号を除く。)、第三十七条の三(第一項第二号を除く。)、第三十七条の四、第三十八条(第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。)、第三十九条(第四項及び第六項を除く。)、第四十条、第四十条の三、第四十条の三の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

# 株式会社国際協力銀行法施行令

(平成二十三年七月十五日政令第二百二十一号、最終改正：平成二十八年九月三十日号外政令第三百二十一号) (抜粋)

内閣は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第三号及び第六号、第十二条第一項第二号、第六項第一号及び第七項、第三十一条第一項及び第三項、第三十三條第四項及び第五項、第三十五条第三項、第四十条第一項及び第四項並びに附則第十条第二項、第十二条第二項及び第七項、第十三条第三項並びに第二十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

## (金融機関の範囲)

第一条 株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）第二条第三号に規定する政令で定める金融機関は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫、全国を地区とする信用金庫連合会及び農林中央金庫並びに保険会社及び農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とする。

## (中小企業者の範囲)

第二条 法第二条第六号イに規定する政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。

- 一 農業
- 二 林業
- 三 漁業
- 四 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- 五 不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。）

2 法第二条第六号ロに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

(開発途上地域以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に行うことができる業務)

第三条 法第十二条第一項第二号に規定する政令で定める場合は、法第十一条第一号に規定する資金の対象となる設備の輸出等であって次に掲げる設備に係るものである場合とする。

- 一 次に掲げる設備
  - イ 船舶（水域において使用される浮遊式の生産用のプラットフォーム、石油貯蔵タンクその他の浮き構造物を含む。次条第二項において同じ。）
  - ロ 人工衛星並びにその追跡及び運用に必要な設備
  - ハ 航空機
  - ニ 医療機器（陽子線、重イオン線又は中性子線を照

- 射する装置及びその運用に必要な設備に限る。）
- 二 次に掲げる事業の実施に不可欠な機器又は装置が含まれる設備（二及びロに掲げる事業については、これらの事業を一体的に行うよう構成された複数の種類の機器又は装置からなる設備に限る。）
  - イ 原子力による発電に関する事業
  - ロ 鉄道（軌道を含む。以下この号において同じ。）に関する事業（主要都市を連絡する高速鉄道又は主要都市における鉄道に係るものに限る。）
  - ハ 道路の建設、修繕及び運営に関する事業
  - ニ 水道、下水道その他污水处理施設及び工業用水道に関する事業
  - ホ 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を原材料とする燃料の製造に関する事業
  - ヘ 再生可能エネルギー源（永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。）による発電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）
  - ト 変電、送電及び配電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）
  - チ 石炭による発電に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）
  - リ 石炭から発生させるガスを原料とする燃料製品その他の製品の製造に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）
  - ヌ 石炭による発電のための設備その他の設備から排出される大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業
  - ル ガスによる発電に関する事業（ガスの効率的な利用を行うものに限る。）
  - ヲ 電気又は熱の効率的な使用に関する事業（電気又は熱をその供給の状況に応じて使用するものであって、かつ、当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される情報通信の技術その他の技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）
  - ワ 原油又はガスを原料とする化学製品（化学肥料及び有機化学工業製品並びにこれらの製造に伴い副次的に製造される製品に限り、リに規定する製品に該当するものを除く。）の製造に関する事業
  - カ 廃棄物の焼却及び熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。）に関する事業

(我が国の法人等に対する貸付けであって、中小企業者等以外のものに対して行うことができる場合)

第四条 法第十二条第六項第一号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する出資等(以下「出資等」という。)のうち、次に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴うもののために必要な資金の貸付けを行う場合とする。

- 一 社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人
- 二 一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人
- 三 一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人

2 法第十二条第六項第三号に規定する政令で定める場合は、船舶又は航空機を賃貸する事業に係るものである場合とする。

(開発途上地域以外の地域における事業に関して行うことができる業務)

第五条 法第十二条第七項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十一条第三号に掲げる業務のうち、次に掲げる事業に係るものを行う場合
  - イ 原子力による発電に関する事業
  - ロ 鉄道(軌道を含む。以下この号において同じ。)に関する事業(主要都市を連絡する高速鉄道又は主要都市における鉄道に係るものに限る。)
  - ハ 道路の建設、修繕及び運営に関する事業
  - ニ 水道、下水道その他汚水処理施設及び工業用水道に関する事業
  - ホ 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)を原材料とする燃料の製造に関する事業
  - ヘ 再生可能エネルギー源(永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。)による発電に関する事業(当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)
  - ト 変電、送電及び配電に関する事業(当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)
  - チ 石炭による発電に関する事業(石炭の効率的な利用を行うものに限る。)
  - リ 石炭から発生させるガスを原料とする燃料製品その他の製品の製造に関する事業(石炭の効率的な利用を行うものに限る。)
  - ヌ 石炭による発電のための設備その他の設備から排出される大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業
  - ル ガスによる発電に関する事業(ガスの効率的な利用を行うものに限る。)
  - ヲ 電気又は熱の効率的な使用に関する事業(電気又は熱をその供給の状況に応じて使用するものであって、かつ、当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される情報通信

の技術その他の技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)

- ワ インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備に関する事業(当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)
  - カ 船舶(水域において使用される浮遊式の生産用のプラットフォーム、石油貯蔵タンクその他の浮き構造物を含む。)の製造、整備、運用及びリース取引に関する事業
  - ヨ 人工衛星の打上げ、追跡及び運用に関する事業
  - タ 航空機の整備、改造、販売及びリース取引に関する事業
  - レ 医療に関する事業(陽子線、重イオン線又は中性子線を照射する装置及びその運用に必要な設備を利用するものに限る。)
  - ソ 原油又はガスを原料とする化学製品(化学肥料及び有機化学工業製品並びにこれらの製造に伴い副次的に製造される製品に限り、リに規定する製品に該当するものを除く。)の製造に関する事業
  - ツ 廃棄物の焼却及び熱分解(物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。)に関する事業
- 二 法第十一条第三号に掲げる業務のうち、前条第一項各号に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴う出資等のために必要な資金の貸付けを行う場合

(区分経理に係る会社法の規定の技術的読替え)

第五条の二 法第二十六条の三第二項において法第二十六条の二の規定により株式会社国際協力銀行(以下「会社」という。)が区分して行う経理について会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十九条第一項	が資本金	が株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
	準備金の	同法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金の
	を資本金	を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金
第四百四十九条第六項第一号	資本金	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
第四百四十九条第六項第二号	準備金	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十八条第一項第五号	おける資本金	おける株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
	資本金の額の減少の	当該資本金の額の減少の
第八百二十八条第二項第五号	資本金	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金

#### (剰余金のうち準備金として積み立てる額等)

第六条 法第三十一条第一項に規定する政令で定める基準により計算した額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一般業務(法第二十六条の二第一号に規定する一般業務をいう。以下同じ。)に係る勘定 毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額
- 二 特別業務(法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下同じ。)に係る勘定 毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額

2 法第三十一条第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一般業務に係る勘定 一般業務に係る勘定に整理された資本金の額に相当する額
- 二 特別業務に係る勘定 特別業務に係る勘定に整理された資本金の額に相当する額

#### (国庫納付の手続)

第七条 会社は、一般業務及び特別業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、法第三十一条第一項の規定に基づいて計算した当該事業年度の国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、翌事業年度の六月二十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。

#### (国庫納付金の帰属する会計)

第八条 一般業務及び特別業務に係るそれぞれの勘定における国庫納付金については、法第三十一条第一項に規定する剰余の額を当該それぞれの勘定における一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定からの出資の額に応じて按分した額を、それぞれ一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資の額は、同項に規定する剰余の額を生じた事業年度の開始の日における政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定からの出資の額(同日後当該事業年度中に政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定からの出資の額の増加又は減少があったときは、当該増加又は減少のあった日から当該事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数で除して得た数を当該増加し、又は減少した出資の額に乗じて得た額に相

当する額をそれぞれ加え、又は減じた額)とする。

#### (社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入に係る基本方針の認可)

第九条 会社は、法第三十三条第四項の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度、財務大臣の定める日までに、当該事業年度の社債の発行及び外国通貨長期借入金(同条第一項に規定する外国通貨長期借入金をいう。以下同じ。)の借入に係る基本方針を作成し、財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の基本方針には、次に掲げる事項を一般業務及び特別業務に係る勘定ごとに記載しなければならない。

- 一 社債についての次に掲げる事項
  - イ 発行時期
  - ロ 発行金額
  - ハ 表示通貨
  - ニ 発行市場
  - ホ 利回り
  - ヘ その他財務大臣が定める事項
- 二 外国通貨長期借入金についての次に掲げる事項
  - イ 借入時期
  - ロ 借入金額
  - ハ 表示通貨
  - ニ 利率
  - ホ その他財務大臣が定める事項

#### (国内社債の発行の届出)

第十条 会社は、国内社債(会社の社債のうち我が国において発行するものをいう。以下この条において同じ。)の発行について法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該国内社債についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 調達した資金の用途
- 二 名称
- 三 発行の年月日
- 四 発行総額
- 五 各社債の金額
- 六 利率
- 七 償還の方法及び期限
- 八 利息の支払の方法及び期限
- 九 発行の価額
- 十 調達した資金を整理する勘定
- 十一 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定の適用があるときは、その旨
- 十二 募集の方法
- 十三 利回り
- 十四 第二号から第十一号までに掲げるもののほか、国内社債の社債券に記載した事項
- 十五 その他財務大臣が定める事項

#### (国外社債の発行の届出)

第十一条 会社は、国外社債(会社の社債のうち我が国以外の地域において発行するものをいう。以下同じ。)の発行について法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該国外社債についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 前条第一号から第十号までに掲げる事項に相当する事項
- 二 種類
- 三 発行の方法
- 四 表示通貨
- 五 発行市場
- 六 利回り
- 七 第一号に掲げるもののほか、国外社債の社債券に記載した事項
- 八 その他財務大臣が定める事項

#### (外国通貨長期借入金の借入れの届出)

第十一条の二 会社は、外国通貨長期借入金の借入れについて法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該外国通貨長期借入金についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 調達した資金の使途
- 二 借入れの年月日
- 三 借入金額
- 四 表示通貨
- 五 借入先
- 六 利率
- 七 償還の方法及び期限
- 八 利息の支払の方法及び期限
- 九 調達した資金を整理する勘定
- 十 その他財務大臣が定める事項

#### (社債券の滅失等の場合の代わり社債券等の発行)

第十二条 法第三十三条第五項ただし書に規定する社債券の発行は、会社が、国外社債の社債券(以下この条において「国外社債券」という。)に限り行うものとする。

- 2 前項の国外社債券の発行は、国外社債券を盗取され、滅失し、又は紛失した者からその再交付の請求があった場合において、当該盗取、滅失又は紛失に係る国外社債券につき、会社が適当と認める者によるその番号の確認があり、かつ、その盗取され、滅失し、又は紛失した証拠の提出があったときに限り、することができる。この場合において、必要があるときは、会社は、当該盗取、滅失若しくは紛失に係る国外社債券に対し償還をし、又は消却のための買入れをしたときは会社が適当と認める者がその償還金額又は買入価額に相当する金額を会社に対し補填することとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。

第十三条 前条の規定は、法第三十五条第三項の規定により政府が保証契約をすることができる債務に係る社債券又はその利札の発行について準用する。この場合において、前条第一項中「第三十三条第五項」とあるのは「第三十五条第三項」と、「社債券の」とあるのは「社債券又はその利札の」と、「社債券(以下「国外社債券」という。）」とあるのは「社債券若しくはその利札」と、同条第二項中「国外社債券の」とあるのは「社債券又はその利札の」と、「国外社債券を」とあるのは「社債券又はその利札を」と、「国外社債券につき」とあるのは「社債券又はその利札につき」と、「国外社債券に対し」とあるのは「社債券に対し」と、「又は消却のための買入れ」とあるのは「若しくは消却のための買入れをし、又は当該盗取、滅失若しくは紛失に係る

利札に対し利子の支払」と、「は会社」とあるのは「は会社及び保証人である政府」と、「又は買入価額」とあるのは「若しくは買入価額又は利子の支払金額」と読み替えるものとする。

#### (国外社債及び外国通貨長期借入金に係る政府の保証に関する事務の取扱い)

第十四条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第二項若しくは第三項又は法第三十五条の規定により、政府が国外社債又は外国通貨長期借入金に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、本邦又は外国において銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をいう。附則第六条第三項において同じ。)、信託業(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する信託業をいう。附則第六条第三項において同じ。))又は金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。附則第六条第三項において同じ。))を行う者であって、財務大臣が指定するものを財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。

#### (財務省令への委任)

第十五条 第十一条から前条までに定めるもののほか、国外社債及び外国通貨長期借入金に関し必要な事項は、財務省令で定める。

#### (内閣総理大臣への権限の委任)

第十六条 法第三十九条第一項の規定による財務大臣の立入検査の権限のうち会社の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、財務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

#### (財務局長等への権限の委任)

第十七条 法第四十条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第三十九条第一項の規定による立入検査
- 二 法第四十条第二項の規定による報告
- 2 前項第一号の規定による権限で会社の本店以外の支店その他の施設又は法第三十九条第一項の受託法人の事務所その他の施設(以下この条において「会社の支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該会社の支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。
- 3 前項の規定により会社の支店等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、会社の本店又は当該会社の支店等以外の会社の支店等に対する立入検査の必要を認めるときは、当該立入検査を行うことができる。

# 株式会社国際協力銀行法施行規則

(平成二十四年三月二十六日財務省令第十四号、最終改正：平成二十八年九月三十日号外財務省令第六十八号) (抜粋)

株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)の規定に基づき、株式会社国際協力銀行法施行規則を次のように定める。

## (用語)

第一条 この省令において使用する用語は、株式会社国際協力銀行法(以下「法」という。))及び株式会社国際協力銀行法施行令(平成二十三年政令第二百二十一号。以下「令」という。))において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 貸付債権等 貸付債権、法第二条第九号に規定する公社債等その他の金銭債権をいう。
- 二 クレジットデリバティブ取引 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた者の信用状態に係る事由が発生した場合において、相手方が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、相手方が貸付債権等を移転することを約するものを含む。))又はこれに類似する取引をいう。

## (法第二条第四号の財務省令で定める法人)

第二条 法第二条第四号の財務省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもって貸付債権等を取引し、当該貸付債権等の管理及び処分により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。)
- 二 一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもってクレジットデリバティブ取引を行い、当該クレジットデリバティブ取引により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者

## (法第二条第十四号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するもの)

第二条の二 法第二条第十四号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち貸付けと同視すべきものとする。

## (法第十二条第一項第一号の財務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するもの)

第二条の三 法第十二条第一項第一号の財務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の

制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利子と同視すべきものとする。

## (法第十三条第一項第二号の財務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するもの)

第二条の四 法第十三条第一項第二号の財務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち貸付金と同視すべきものとする。

## (法第十三条第一項第二号の財務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するもの)

第二条の五 法第十三条第一項第二号の財務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭に係る割合のうち利率と同視すべきものとする。

## (特別業務基本方針)

第二条の六 法第十三条の三第一項の財務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特別業務(法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この条において同じ。))の実施体制に関する事項
  - 二 特別業務の実施方法に関する事項
  - 三 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項
  - 四 特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項
  - 五 法第十三条の二第二項第四号の体制による特別業務の実施状況に係る評価及び監視に関する事項
  - 六 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項
  - 七 その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項
- 2 会社は、法第十三条の三第一項前段の規定により同項に規定する特別業務基本方針(以下この項及び次項において「特別業務基本方針」という。))の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る特別業務基本方針を添えて、財務大臣に提出しなければならない。
  - 3 会社は、法第十三条の三第一項後段の規定により特別業務基本方針の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に変更後の特別業務基本方針を添えて、財務大臣に提出しなければならない。

## (法第十四条第一項の財務省令で定める金融機関その他の法人)

第三条 法第十四条第一項の財務省令で定める金融機関その他の法人は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる金融機関

- イ 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行
- ロ 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行
- ハ 信用金庫及び信用金庫連合会
- ニ 信用協同組合及び信用協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。)
- ホ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ヘ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会又は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会
- ト 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会
- チ 農林中央金庫
- リ 保険会社
- ヌ 株式会社商工組合中央金庫
- ル 株式会社日本政策投資銀行
- ヲ 地方公共団体金融機構
- ヅ 株式会社日本政策金融公庫
- カ 外国金融機関等
- 二 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百六十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社(以下「債権回収会社」という。)&及び外国の法令に準拠して外国において債権管理回収業に類似する業務を営む者(債権回収会社を除く。)
- 三 法第十二条第九項第三号に規定する金銭債権を譲渡した我が国の法人等又は出資外国人等
- 四 次に掲げる要件を満たす法人
  - イ 農林漁業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。
  - ロ 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者(以下「貸金業者」という。)であること。
  - ハ 資本金の額が五億円以上であること。
- 五 次に掲げる要件を満たす法人
  - イ 中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。
  - ロ 貸金業者であること。
  - ハ 資本金の額が五億円以上であること。

(法第十六条第二項の財務省令で定める利息と同様の経済的性質を有するもの)

第三条の二 法第十六条第二項の財務省令で定める利息と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利息と同視すべきものとする。

(法第十六条第二項の財務省令で定める借入金と同様の経済的性質を有するもの)

第三条の三 法第十六条第二項の財務省令で定める借入金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち借入金と同視すべきものとする。

(決算報告書等の閲覧期間)

第四条 法第二十七条第三項に規定する財務省令で定める期間は、五年間とする。

(予算の繰越し)

第五条 法第三十条第二項の規定により支出予算の繰越しについての財務大臣の承認を受けようとするときは、翌事業年度の四月三十日までに、繰越し計算書を財務大臣に送付しなければならない。

2 前項の繰越し計算書は、法第二十条第一項の規定により通知された支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 繰越しを必要とする経費の予算現額及び科目並びに繰越しを必要とする事由
- 二 前号の経費の予算現額のうち支払済みとなった額及び当該事業年度内に支払うべき額
- 三 第一号の経費の予算現額のうち翌事業年度に繰越しを必要とする額
- 四 第一号の経費の予算現額のうち不用となるべき額

3 第一項の繰越し計算書には、参考となる書類を添付しなければならない。

(法第三十三条第一項の財務省令で定める借入れと同様の経済的性質を有するもの)

第五条の二 法第三十三条第一項の財務省令で定める借入れと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち借入れと同視すべきものとする。

(法第三十三条第一項の財務省令で定める短期借入金と同様の経済的性質を有するもの)

第五条の三 法第三十三条第一項の財務省令で定める短期借入金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち短期借入金と同視すべきものとする。

(法第三十三条第二項の財務省令で定める借換えと同様の経済的性質を有するもの)

第五条の四 法第三十三条第二項の財務省令で定める借換えと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち借換えと同視すべきものとする。

(余裕金の運用)

第六条 法第三十六条第七号の財務省令で定める方法は、法第三十三条に規定する借入金のうち外貨資金の借入れ、令第十一条に規定する国外社債の発行又は外貨通貨を対価とする本邦通貨の売却により調達した資金に係る業務上の余裕金については、次に掲げるものとする。

- 一 外国政府の発行する有価証券で外国通貨をもって表示されるもの
- 二 宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち預金と同視すべきもの

(取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

- 第1条 本行及びその子会社(以下「本行グループ」と総称する。)の取締役及び職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)の職務の執行が法令及び定款(以下「法令等」という。)に適合することを確保するため、本行及びその子会社がそれぞれ、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、本行及びその子会社それぞれの取締役及び職員に周知する。
- 2 本行グループの取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。
  - 3 本行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、本行グループの法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
  - 4 本行は、本行グループのコンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、委員会を置く。
  - 5 本行は、本行グループのコンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
  - 6 本行は、本行グループとして反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

- 第2条 本行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の本行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。
- 2 本行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。
  - 3 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- 第3条 本行は、本行グループのリスク管理を行うことの重要性を認識し、本行グループの業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を本行及びその子会社それぞれにおいて定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。
- 2 本行は、本行グループの各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、委員会を置く。
  - 3 本行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の本行グループの危機管理に関する内部規程を本行及びその子会社それぞれにおいて定め、危機管理の態勢整備に努める。
  - 4 本行は、危機事象が発生し本行グループの正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本

部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- 第4条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に本行グループとしての経営管理を行う。
- 2 本行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。
  - 3 本行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。
  - 4 本行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

(本行グループにおける業務の適正を確保するための体制)

- 第4条の2 本行は、本行グループの業務の適正を確保するため、本行の子会社の業務運営の管理に関して適切な措置を取る。
- 2 本行は、本行の子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、本行に対する適切な報告体制を確立する。

(業務の適正を確保するための内部監査体制)

- 第5条 本行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。
- 2 本行は、本行グループに対する内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。
  - 3 本行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。
  - 4 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき本行及び必要に応じて本行の子会社の内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役に報告する。
  - 5 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
  - 6 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項)

- 第6条 本行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、職員を置く。
- 2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
  - 3 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性に関する事項)

- 第7条 本行は、監査役の職務を補助する職員(以下「監査役室職員」という。)の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。
- 2 本行は、監査役による監査役室職員への指示の実効性を

確保するため、監査役室職員に対し監査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役室職員が監査役室以外の機構の職員を兼務する場合には、本行は次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に常勤監査役の同意を得る。

- (1) 常勤監査役に対し当該監査役室職員が他の機構の職員を兼務しなければならない合理的な理由を明らかにすること
- (2) 当該監査役室職員は、監査役の職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、兼務先の機構の指揮命令を受けないこと
- (3) 当該監査役室職員が兼務先で従事し、兼務先の機構の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的に限定すること
- (4) 当該監査役室職員は、監査役の職務に関する情報を他の機構と共有しないこと
- (5) 当該監査役室職員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の機構の業務よりも監査役の職務を補助する業務を常に優先すること
- (6) 常勤監査役は必要と認める場合には兼務の同意を撤回することが可能であること

(取締役及び職員が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

- 第8条 本行グループの取締役及び職員並びに本行の子会社の監査役は、直接又は間接の方法により、随時、その職務の執行状況等を的確に本行の監査役に報告する。
- 2 本行グループの取締役及び職員並びに本行の子会社の監査役は、本行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について直接又は間接の方法により、本行の監査役に速やかに報告する。
  - 3 本行グループは、前項に基づき報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わない。

(監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

- 第9条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、本行グループの取締役及び職員並びに本行の子会社の監査役に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた本行グループの取締役及び職員並びに本行の子会社の監査役はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。
- 2 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることも、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
  - 3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
  - 4 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。
  - 5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

(監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)

- 第10条 監査役が、前条の規定に基づき、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めた場合等、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は本行が負担する。

株式会社国際協力銀行(以下「当行」といいます。)では、高い水準の情報セキュリティを確保し、もって当行の適正かつ効率的な業務運営に寄与することを目的として、情報資産の利用及び管理に関する以下の基本方針を定め、情報資産の適切な取扱・管理・保護・維持を行います。

#### 基本理念

当行は、関係法令及び関連規程の定めに従うとともに、以下に掲げる基本理念に従い、情報資産の利用及び管理を行います。

- (1) 情報資産をその目的に沿って適切に使用すること。
- (2) 情報資産の管理のための権限は、業務の内容及び必要性を十分に検討した上で、付与すること。
- (3) 情報セキュリティ対策の策定及び実施に当たっては、業務の内容を踏まえ、次の事項を考慮すること。
  - イ 実施体制の責任及び役割を明確にすること。
  - ロ 必要かつ十分で、有効かつ効率的な対策を必要な時期に迅速に行うこと。

#### 情報資産の適正な管理

情報資産とは、情報及び情報システムをいい、当行では、機密性・完全性・可用性及び重要度等の観点からこれらを分類し、当該分類に応じた適切な管理を行います。

#### 情報資産の管理体制

当行では、情報資産に係る安全性を確保するために必要な体制を構築します。

#### 個人情報の保護

当行では、個人情報の取扱いに関する基本方針(プライバシーポリシー)を定めこれを公表した上で、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の規定に基づき、個人情報の保護及び管理を適切に行います。

#### 顧客情報の保護

当行は、お客様の保護及び利便の向上のための基本方針を定め、当該方針に基づき、お客様に関する情報の保護及び管理を適切に行います。

#### 情報資産管理に関する教育

当行は、情報資産を取扱うすべての役職員が、関係する法令、本ポリシーその他の関連規程の内容を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないよう、必要な教育を行います。

#### 業務の外部委託

当行は、業務の委託等により、当行の情報資産の管理を役職員以外の者にゆだねる場合には、情報セキュリティが確保されていることを確認するとともに、情報資産の内容に応じ、適切な措置を講じます。

#### 情報資産に係る事故への対応

当行は、個人情報又は顧客情報の漏えいその他の情報セキュリティ上で問題となる事案が発生した場合、速やかな対応を行います。

#### 評価・見直し

当行は、関係する法令の制定又は改廃、情報セキュリティ技術の革新等の外部環境の変化並びに組織、業務内容等の変更、当行の情報システムの更改等の内部環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて、本ポリシーの評価・見直しを行います。

株式会社国際協力銀行(以下「当行」といいます。)は、法令等に従って適切かつ十分な説明やサポートを行うことにより、お客さまが得べき利益の保護やお客さまの利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。

- 1 当行は、お客さまへの取引や商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行ってまいります。
- 2 当行は、お客さまからの相談等については、お客さまの理解と信頼を得られるよう、公正・迅速・誠実に対応してまいります。
- 3 当行は、お客さまに関する情報を、適切に保護・管理いたします。
- 4 当行は、当行が行う業務を外部業者に委託するにあつ

ては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう管理いたします。

※本方針において、お客さまとは以下に掲げる法人その他団体又は個人を意味します。

- (1) 当行の業務を利用していただいている方
- (2) 当行の業務を利用されていた方
- (3) 当行の業務に関し当行と取引関係に入る可能性のある方

※当行においてお客さまの保護の必要性のある業務とは、株式会社国際協力銀行法(平成23年5月2日法律第39号)第11条及び当行が行うものとして法令に規定する業務をいいます。

## 8 利益相反管理方針の概要

株式会社国際協力銀行(以下「当行」といいます。)及び当行の子金融機関等(以下総称して「当行グループ」といいます。)は、金融商品取引法に従い、利益相反管理方針を策定の上、お客さまの利益を不当に害することがないよう、利益相反の恐れのある取引を適切に管理してまいります。

当行グループにおける利益相反管理方針の概要を、以下のとおり公表いたします。

### 1. 利益相反の恐れのある取引の特定

#### (1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反の恐れのある取引」とは、(a)当行グループとお客さまの間の利益が対立又は競合する場合、又は(b)当行グループの複数のお客さま間の利益が対立又は競合する場合において、お客さまの利益が不当に害される取引(以下「対象取引」といいます。)です。

#### (2) お客さまの範囲

本方針の対象となる「お客さま」とは、当行グループの行う「金融商品関連業務」を利用している相手方、当該業務を利用していた相手方及び当該業務に関し取引関係に入る可能性のある相手方をいいます。

「金融商品関連業務」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3に規定する業務をいいます。

### 2. 利益相反管理の対応を要する会社

1. (1)のとおり、対象取引は、当行グループ(当行及び当行の子金融機関等)が行う取引であり、「当行の子金融機関等」とは、当行の子会社又は関連会社のうち、金融商品取引法第36条第5項に該当する者をいいます。2019年3月31日現在、次の会社が当行の子金融機関等に該当します。

- ・ IFC Capitalization (Equity) Fund, L.P.
- ・ Delhi Mumbai Industrial Corridor Development Corporation Limited
- ・ 株式会社JBIC IG Partners
- ・ RJIF Management Limited
- ・ Russian-Japan Investment Fund, L.P.
- ・ JB Nordic General Partner S.à.r.l.
- ・ JB Nordic Ventures Oy

### 3. 利益相反の恐れのある取引の管理方法

当行グループは、お客さまとの取引における利益相反の状況を把握し、以下の方法等により状況に応じた対応を実施いたします。

- 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
- 対象取引又は当該お客さまとの取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法
- その他対象取引を適切に管理するための方法

### 4. 利益相反の管理体制

当行グループでは、利益相反を管理・統括する部署を設置し、利益相反を一元的に管理いたします。

また、利益相反の管理に関する法令その他の規範を遵守し、態勢整備を継続的に行ってまいります。

株式会社国際協力銀行(以下「当行」といいます。)では、お客さまの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報の重要性を深く認識し、お客さまの個人情報を適正に取扱い、保護することが当行のお客さまに対する責務であると考えています。

当行では、お客さまの個人情報を保護するため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「独法等個人情報保護法」といいます。)、独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針等を遵守した業務運営を行います。

#### 個人情報の取得

当行は、適正かつ適法な手段により、お客さまの個人情報を取得いたします。

なお、お客さまの個人情報をお客さまから直接、書面により取得する際は、あらかじめ当行の業務において必要な範囲での利用目的を明示します。

#### 個人情報の利用

当行は、取得するお客さまに関する必要な情報を、次のとおり利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

1. 出融資・保証業務及び関連する業務に係る審査・調査(又はそれらに附帯する業務)
2. 当行との契約の締結や法律等に基づく権利の行使や義務の履行
3. 「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号)等の法令に基づくご本人さまの確認
4. 当行が開催するセミナー等イベントのご案内
5. 当行関連資料等の送付
6. アンケートの実施等による調査・研究、参考情報の提供
7. ご質問・お問合せ、当行からの照会その他のお取引を適切かつ円滑に履行するための対応

#### 個人情報の第三者提供

当行は、お客さまから取得しました個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除いて、第三者に提供しません。

1. 法令に基づく場合
2. 利用目的の範囲内で提供する場合
3. お客さまの事前の同意を得ている場合
4. 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由がある場合
5. 統計の作成又は学術研究の目的の場合
6. 明らかにお客さまの利益になる場合、その他個人情報を提供することについて特別な理由がある場合

#### 業務委託

当行の業務を円滑に遂行するために、お客さまの個人情報の取扱いを委託業者に業務委託する場合があります。この場合、十分な個人情報の安全管理対策を講じている信頼できる事業者を選定するとともに、守秘義務契約等を締結したうえで、その取扱い・管理が適切になされていることを監督し、個人情報の保護に万全を期すよう努めます。

#### 個人情報の管理

1. 当行は、お客さまの個人情報を、業務遂行する範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、不当なアクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざん等に対する予防措置及び安全対策を講じます。
2. 当行は、お客さまの個人情報の保護と適正な管理方法について、職員教育を継続して実施し、日常業務における適正な取扱いを徹底いたします。
3. 当行は、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査・点検を実施します。

#### 個人情報の開示、訂正、利用停止等

お客さまが、当行が保有するお客さまの個人情報の開示、訂正、利用停止等(以下「開示等」といいます。)を希望される場合は、独法等個人情報保護法の開示等の手続きに基づき取扱いします。

なお、独法等個人情報保護法の開示等の手続きによらず、開示等ができる場合がありますので、本店及び西日本オフィスの情報公開・個人情報保護窓口にご相談ください。

#### 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ

当行におけるお客さまの個人情報の取扱い等のご相談、苦情等につきましては、本店及び西日本オフィスの情報公開・個人情報保護窓口にご相談ください。

#### 継続的な改善

当行は、お客さまの個人情報の取扱いについては、必要に応じて改善を行ってまいります。

当行では、個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」といい、個人番号と特定個人情報を総称して「特定個人情報等」といいます。)の安全管理に関する基本方針を別途策定しております。本プライバシーポリシーにおける「個人情報」には特定個人情報は含めておりません。なお、当行がお客さまの特定個人情報等を取得することは、想定しておりません。

#### 情報公開・個人情報保護窓口

国際協力銀行では、情報公開法・個人情報保護法に基づく開示請求等については、本店の情報公開・個人情報保護窓口で受け付けます(直接窓口による受け付けまたは郵送による受け付け)。直接窓口にご来店される場合は、本店情報公開・個人情報保護窓口にお越しください。

所在地：〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号  
企画部門 経営企画部 報道課  
(情報公開・個人情報保護窓口)

電話番号：03-5218-3100

開設時間：月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

午前9時30分～午後5時まで

(正午から午後1時までの間を除く)

なお、情報公開・個人情報保護制度については、西日本オフィスでもご相談いただけます。

## 特定個人情報等の保護に関する考え方

株式会社国際協力銀行(以下「当行」といいます。)では、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)に定められた事務において特定個人情報等を取り扱います。番号法においては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「独法等個人情報保護法」といいます。)に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規程、取扱規程等を整備し、役職員に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱います。

## 特定個人情報等の保護方針

個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」といいます。)を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱います。

## (法令遵守)

1. 特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等(注)を遵守します。

(注)法令等には次のものを含まず。

- 番号法
- 独法等個人情報保護法等関連法令
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成30年 特定個人情報保護委員会告示第6号)
- 独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(平成16年9月14日付総管情第85号総務省行政管理局長通知)

## (安全管理措置)

2. 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じます。

## (適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止)

3. 特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄します。また、目的外利用を防止するための措置を講じます。

## (委託・再委託)

4. 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含みます。)において、番号法に基づき当行自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。

## (継続的改善)

5. 特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めます。

## お問い合わせ

当行における特定個人情報等の取扱い等のご相談、苦情等につきましては、本店及び西日本オフィスの情報公開・個人情報保護窓口にご相談ください。

# JBIC本店、西日本オフィスへのアクセス

## JBIC本店

〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号  
TEL: 03-5218-3100  
FAX: 03-5218-3955  
東京メトロ東西線竹橋駅下車出口3b  
東京メトロ大手町駅より徒歩5分



## 西日本オフィス

〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎2丁目3番5号  
梅新第一生命ビルディング10階  
TEL: 06-6311-2520  
FAX: 06-6311-2529  
JR大阪駅より徒歩6分、阪神・阪急大阪梅田駅より徒歩5分  
Osaka Metro谷町線東梅田駅、JR東西線北新地駅より徒歩3分

## 西日本オフィス移転のお知らせ

2019年11月5日(予定)より西日本オフィスは、下記の住所へ移転します。名称も西日本オフィスより大阪支店に変わります。

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号  
ハービスENTオフィスタワー23階  
TEL: 06-6345-4100  
FAX: 06-6345-4102

JR大阪駅桜橋口より徒歩2分、JR東西線北新地駅西改札より徒歩4分  
阪神大阪梅田駅西改札、Osaka Metro四つ橋線西梅田駅北改札より徒歩すぐ  
Osaka Metro御堂筋線梅田駅南改札より徒歩5分  
Osaka Metro谷町線東梅田駅北改札より徒歩6分  
阪急大阪梅田駅中央改札口より徒歩12分



## 株式会社国際協力銀行 企画部門 経営企画部 報道課

〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号  
TEL: 03-5218-3100

ウェブサイト <https://www.jbic.go.jp/> Facebook <https://www.facebook.com/JBIC.Japan>



リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

●この印刷物は、国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

